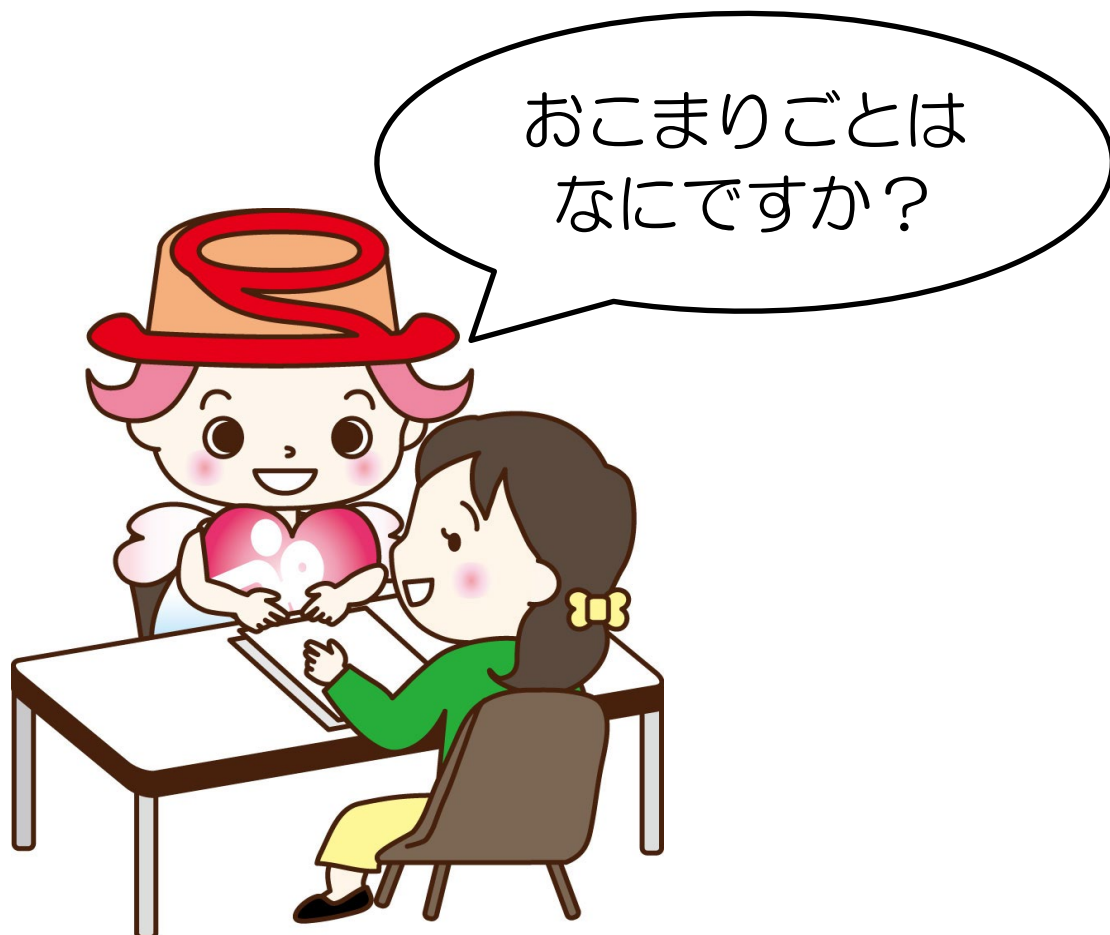


障害のある人への支援のてびき



ご利用上のお願い

- 1 このてびきに掲載した制度の内容は、変更される場合がありますので、申請前に関係機関にお問い合わせください。
- 2 このてびきに掲載した制度の利用にあたり事前に手続きが必要な場合がありますので、申請前に関係機関にお問い合わせください。

呉市社会福祉協議会

呉地域障害者生活支援センター



まいにち 暮らしの中で、一人ではどうしたら良いかわからない事態が生じたり、希望する生活に近づく方法が分からなかった時に、相談できる場所があって、一緒に考えたり動いたりしてくれる人がいたら、どんなに心強いことでしょう。

こうした障害のある人やご家族からの相談に対して、関係機関や支援団体がそれぞれの特性に応じた総合的な支援を行っていくことはもとより、市民全体で支えていくことが、何よりも必要です。

そのため、呉市社会福祉協議会では、障害のある人を取りまく人々が支援者となりうる取り組みの一環として、各種の福祉施策の概要とサービスの窓口を紹介した「障害のある人への支援のてびき」2023年改訂版を作成いたしました。

障害のある人たちのその人らしい生活の実現や地域での暮らしを支える相談支援の充実のため、ご活用ください。

なお、本手引きは、呉市障害福祉課の監修により作成することができましたこと、感謝申し上げます。

呉市社会福祉協議会
マスコットキャラクター
『クレりん』



「呉」という漢字と「社会福祉協議会」のマークを基本に、つながっていく市民や地域づくりを推進する社協の姿をイメージしています。

名前の「クレりん」は、くれの町に暖かい輪（りんぐ）が広がっていくように…の願いを込めています。

も く じ

1 主な相談窓口

(1) 呉市社会福祉協議会	1
(2) 呉市役所 障害福祉課	1
(3) 呉市障害者虐待防止センター	1
(4) 障害者の生活支援に関する相談	1
(5) 指定特定相談支援事業所（計画相談支援）	2
(6) 指定障害児相談支援事業所（障害児相談支援）	4
(7) 呉市保健所	5
▲精神科医師による相談	
▲保健師による相談	
(8) 手話通訳者による相談	5
(9) 身体障害者相談員・知的障害者相談員	6
(10) 呉安芸地域障害者就業・生活支援センター	6
(11) 子どもの発達の問題	6
▲呉市児童療育相談事業	
▲障害児等療育支援事業	
▲児童発達支援センター	
(12) 広島県発達障害者支援センター	7
(13) 広島県西部こども家庭センター	7
▲呉市における巡回相談	
(14) 広島県立総合精神保健福祉センター（パレアモア広島）	8
▲心の健康づくり相談事業	
(15) 広島県高次脳機能センター	8
(16) 広島県地域生活定着支援センター	8
(17) 広島県立身体障害者更生相談所	9
(18) 広島県障害者職業センター	9
(19) ハローワーク呉（呉公共職業安定所）	9
(20) 民生委員・児童委員及び主任児童委員	9
(21) 呉市身体障害者福祉協会	9
(22) 呉市手をつなぐ育成会	10
(23) 自動車事故対策機構広島主管支所(ナスバ)	10
(24) 福祉サービスに関する苦情解決について	11
(25) 重層的支援体制整備事業	11
(26) 広島ひきこもり相談支援センター	11

2 障害者手帳制度

(1) 身体障害者手帳	12
(2) 療育手帳	12
(3) 精神障害者保健福祉手帳	12
◆手帳の交付申請等に必要なもの	13

3 医療・保健・健康

		身体	知的	精神
(1) 重度心身障害者医療費支給制度	14	○	○	○
(2) 自立支援医療制度	15	○		○
Ⅰ 更生医療	15	○		
Ⅱ 育成医療	15	○		
Ⅲ 精神通院医療	15			○
(3) 心身障害者（児）歯科診療	16	○	○	
(4) 特定医療費（指定難病）助成制度	16			
(5) 小児慢性特定疾患医療費助成制度	16			
(6) かかりつけ医，往診について	16	○	○	○

4 手当・年金・貸付

		身体	知的	精神
(1) 特別障害者手当	17	○	○	○
(2) 障害児福祉手当	17	○	○	○
(3) 特別児童扶養手当	18	○	○	○
(4) 児童扶養手当	18	○	○	○
(5) 障害基礎年金（国民年金）	19			
◆特別障害給付		○	○	○
▲障害厚生年金	20			
(6) 広島県心身障害者扶養共済制度	20	○	○	○
(7) 生活保護の障害者加算の認定	21	○		○
(8) 生活困窮者自立相談支援事業	21	○	○	○
(9) 生活福祉資金貸付制度	21	○	○	○

5 補装具・日常生活用具

		身体	知的	精神
(1) 補装具費の支給	22	○		
▲広島県立身体障害者更生相談所の定期相談（判定）会				
(2) 日常生活用具の給付	23	○	○	
(3) 軽度・中等度難聴児補聴器購入費の助成	25	○		
(4) 緊急通報装置の給付	25	○		

6 住宅・暮らし

		身体	知的	精神
(1) 市営住宅（呉市）の身体障害者向住宅	26	○	○	○
(2) 県営住宅（呉市）の身体障害者向住宅	26	○		
(3) すこやかサポート事業	27	○	○	○
(4) ごみ指定袋の交付	27	○	○	

7 権利擁護

		身体	知的	精神
(1) 呉市権利擁護センター	27			
▲成年後見制度相談事業			○	○
▲福祉サービス利用援助事業（かけはし）				

8 社会参加促進, その他

	身体	知的	精神
(1) いきいきパスの交付・・・・・・・・・・・・・・・・	○	○	
(2) 福祉タクシー乗車券の交付・・・・・・・・・・	○	○	
(3) 紙おむつ購入助成券の交付・・・・・・・・・・	○	○	
(4) 自動車運転免許の運転適性相談・・・・・・・・	○		
(5) 自動車運転免許取得費の助成・・・・・・・・・・	○	○	
(6) 自動車改造費の助成・・・・・・・・・・・・・・・・	○		
(7) 手話通訳者・要約筆記者の派遣・・・・・・・・	○		
(8) 盲導犬の給付・・・・・・・・・・・・・・・・・・	○		
(9) NHK放送受信料の免除・・・・・・・・・・・・・	○	○	○
(10) ふれあい案内（104無料番号案内）・・・・・	○	○	○
(11) 携帯電話料金の割引・・・・・・・・・・・・・・	○	○	○
(12) 公共施設等の入館料・利用料・入園料の割引	○	○	○
(13) 映画鑑賞料金の割引・・・・・・・・・・・・・・	○	○	○
(14) 呉市車椅子バスケットボール教室・・・・・・・・	○		
(15) 芸術文化活動振興事業・・・・・・・・・・・・・	○		
(16) 点字広報・声の広報発行・・・・・・・・・・・・・	○		
(17) 車いすの貸出事業・・・・・・・・・・・・・・	○	○	○
(18) 広島県障害者ITサポートセンター・・・・・・・・	○		
(19) スポーツ交流センター・おりづる・・・・・・・・	○	○	○
(20) くれ障がい者応援サイト～きずな～・・・・・	○	○	○

9 交通

	身体	知的	精神
(1) 有料道路通行料金の割引・・・・・・・・・・・・・	○	○	
(2) 呉市営駐車場の減免・・・・・・・・・・・・・・	○	○	○
(3) 交通機関の運賃割引制度・・・・・・・・・・・・・	○	○	○
(4) 駐車禁止規制の適用除外・・・・・・・・・・・・・	○	○	○
(5) 思いやり駐車場利用証交付制度・・・・・・・・・・	○	○	○
(6) 障害者通所施設利用者交通費助成事業・・・・・	○	○	○

10 税金

	身体	知的	精神
(1) 所得税・住民税・・・・・・・・・・・・・・・・・・	○	○	○
(2) 相続税・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	○	○	○
(3) 贈与税・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	○	○	○
(4) 事業税・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	○		
(5) 軽自動車税・自動車税・自動車取得税・・・・・	○	○	○
(6) 新マル優制度（預貯金等利子非課税）・・・・・	○	○	○

11 障害福祉サービスについて

(1) 障害者総合支援法のサービス体系・・・・・・・・	42
(2) 介護給付, 訓練等給付及び地域相談支援給付	43

（３）地域生活支援事業	
①移動支援	44
②日中一時支援	45
③地域活動支援センター	45
④訪問入浴サービス	46
（４）障害児の福祉サービス	46
（５）サービス利用までの流れ	47

12 呉地域障害者生活支援センターの紹介 50

1 主な相談窓口

(1) 呉市社会福祉協議会

- ・・・呉地域障害者生活支援センターまたは社会福祉協議会各支所で、障害のある人に関する相談をお受けします。

相談窓口	電話番号	FAX番号
呉地域障害者生活支援センター（P50参照）	0823-25-3710	0823-25-7453
川尻安浦支所（川尻町西2-3-33）	0823-87-6555	0823-70-5012
音戸倉橋支所（音戸町高須3-7-15）	0823-51-2166	0823-51-3139
安芸灘支所（蒲刈町田戸2308-1）	0823-66-1165	0823-66-1718
豊浜分室（豊浜町大字豊島3526-15）	0823-67-1310	0823-67-1311

(2) 呉市役所 障害福祉課

- ・・・障害（難病を含む）のある人に関する相談に応じ、必要な援助を行っています。

郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号
737-8501	呉市中央4-1-6 呉市役所本庁2階	0823-25-3135 0823-25-3523	0823-25-2522

(3) 呉市障害者虐待防止センター

- ・・・障害者虐待に関する相談、通報、届け出を24時間受け付けています。

郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号
737-8501	呉市中央4-1-6 呉市役所障害福祉課内	0823-25-3107 （夜間転送あり）	0823-25-2522

(4) 障害者の生活支援に関する相談

- ・・・呉市の委託を受けて、障害のある人やその家族の地域での生活を支援するため、各種相談及び情報提供を総合的に行っています。

▲まるごとネット呉（地域生活支援拠点（くらしの相談、緊急時の対応））

名称	所在地	電話・FAX	地区
まるごとネット 呉中央	呉市中央3-12-17 (サポートセンターたまご内)	☎ 0823-36-5959 FAX0823-60-9010	中央,宮原,警固屋, 音戸,倉橋
まるごとネット 呉西	呉市焼山中央5-11-28 (はーとふるすぱーす希望内)	☎ 0823-69-1133 FAX0823-36-5656	昭和,天応,吉浦
まるごとネット 呉東	呉市郷原町12380-181 (地域生活支援センターのろさん内)	☎ 0823-77-0111 FAX0823-77-0112	阿賀,広,郷原
まるごとネット 呉安芸灘	呉市安浦町水尻1-3-1 (芸南支援センターくれんど内)	☎ 0823-84-5803 FAX0823-84-4041	仁方,川尻,安浦, 下蒲刈,蒲刈,豊浜,豊

▲障害別相談(障害別専門相談)

事業所名	所在地	電話番号	主たる対象
呉地域障害者生活支援センター	呉市中央5-12-21	0823-25-3710	身体障害
地域活動支援センターふたば	呉市広白石4-7-22	0823-76-4855	精神障害
呉本庄つくし園 (児童療育相談事業)	呉市広古新開2-1-3	0823-73-4074	発達障害 ※児童のみ
	呉市焼山北3-21-1	0823-33-8020	

(5)指定特定相談支援事業所(計画相談支援)

- ・・・障害のある人が障害福祉サービスを利用する前に、心身の状況やおかれている環境、その他の事情などを踏まえてサービス等利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。また、関係機関との連絡調整や家庭訪問等を行います。

事業所名	所在地	電話番号	主たる対象
つぼみ	呉市上二河町5-12	0823-29-3030	身体・知的・精神
サポートセンター たまご	呉市中央3-12-17	0823-36-5959	身体・知的・精神・難病・児童
呉地域障害者生活支援センター	呉市中央5-12-21	0823-25-3710	身体・知的・精神・難病・児童
ふれんずサポートセンター	呉市中通1-2-38	0823-23-8679	身体・知的・精神・児童
相談支援事業所 巣だち	呉市吉浦中町1-7-3	0823-31-1255	身体・知的・精神・難病
相談支援事業所 さくら	呉市伏原2-7-24	0823-27-6530	身体・知的・精神・難病・児童

相談支援事業所ときわ呉	呉市宮原13-2-12	0823-32-3771	身体・知的・児童
相談支援室 SOMEDAY	呉市広駅前2-7-38	0823-74-5677	知的・児童
地域活動支援センターふたば	呉市広白石4-7-22	0823-76-4855	精神
unica (ウニカ)	呉市広本町3-12-34-102	0823-69-8845	身体・知的・精神・児童
じゃんぷ ぽこ・あ・ぽこ	呉市仁方棧橋通10-3	0823-79-5119	身体・知的・精神・児童
指定相談支援事業所仁方	呉市仁方町戸田4407	0823-70-2222	身体・知的
相談支援センター呉本庄	呉市焼山北3-21-1	0823-33-5553	身体・知的・精神
相談支援センターつくし	呉市焼山北3-21-1	0823-33-8020	身体・知的・精神・児童
はーとふるスペース希望	呉市焼山中央5-11-28	0823-33-9556	身体・知的・精神・児童
指定特定相談支援事業所サポート	呉市苗代町1002	0823-33-6181	身体・知的・精神・難病・児童
地域生活支援センターのろさん	呉市郷原町12380-181	0823-77-0111	知的・児童
芸南支援センターくれんど	呉市安浦町水尻1-3-1	0823-84-5803	身体・知的・精神・児童
江田島市障害者生活支援センター	江田島市大柿町大原1068-6	0823-27-8880	身体・知的・精神・児童
障害者特定相談支援事業所江能	江田島市大柿町大原1068-6	0823-27-4848	知的
東広島市社会福祉協議会 安芸津指定特定相談支援事業所	東広島市安芸津町三津4398	0846-45-0201	身体・知的・精神・難病・児童
相談支援事業所ありんこ	東広島市黒瀬町丸山1420-1	0823-90-8177	身体・知的・精神・難病・児童
相談支援事業所きすな	東広島市西条町馬木391-2	082-425-1303	身体・知的・精神・難病・児童
相談支援事業所パンプキン	広島市南区堀越3-11-1-101	082-288-6251	身体・知的・精神・難病・児童
特定相談支援事業所 わかたけ	竹原市田ノ浦3-2-6	0846-22-3090	身体・知的・精神・難病
障害者相談支援事業所エバーグリーン	安芸郡海田町東2-8-6	082-821-0055	身体・知的・精神・難病・児童
相談支援事業所 結	安芸郡熊野町城之堀9-9-49	082-847-3955	身体・知的・精神・難病・児童
スペースぶなの森	安芸郡熊野町貴船2-20	082-854-0650	精神
LEAF (リーフ)	安芸郡熊野町呉地4-11-5	082-562-2129	知的・精神
指定特定相談支援事業所トワクルール	安芸郡熊野町呉地1-19-46	082-521-2945	身体・知的・精神
みらい児童発達相談支援センター	安芸郡熊野町城之堀9-9-46	082-854-8002	身体・知的・精神・難病・児童

(6) 指定障害児相談支援事業所(障害児相談支援)

- ・・・障害のある児童が障害児通所支援（児童発達支援や放課後等ディサービス等）を利用する前に、心身の状況やおかれている環境、その他の事情などを踏まえて障害児支援利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。また、関係機関との連絡調整や家庭訪問等を行います。

事業所名	所在地	電話番号
サポートセンターたまご	呉市中央3-12-17	0823-36-5959
呉地域障害者生活支援センター	呉市中央5-12-21	0823-25-3710
ふれんずサポートセンター	呉市中通1-2-38	0823-23-8679
相談支援事業所さくら	呉市伏原2-7-24	0823-27-6530
相談支援事業所ときわ呉	呉市宮原13-2-12	0823-32-3771
相談支援室SOMEDAY	呉市広駅前2-7-38	0823-74-5677
障害児相談支援事業所 歩歩	呉市広古新開5-5-25	0823-76-5711
unica（ユニカ）	呉市広本町3-12-34-102	0823-69-8845
じゃんぷ ぽこ・あ・ぽこ	呉市仁方棧橋通10-3	0823-79-5119
相談支援センターつくし	呉市焼山北3-21-1	0823-33-8020
はーとふるスペース希望	呉市焼山中央5-11-28	0823-33-9556
指定特定相談支援事業所サポート	呉市苗代町1002	0823-33-6181
地域生活支援センターのろさん	呉市郷原町12380-181	0823-77-0111
芸南支援センターくれんど	呉市安浦町水尻1-3-1	0823-84-5803
障害者特定相談支援事業所江能	江田島市大柿町大原1068-6	0823-27-4848
東広島市社会福祉協議会 安芸津指定障害児相談支援事業所	東広島市安芸津町三津4398	0846-45-0201
相談支援事業所ありんこ	東広島市黒瀬町丸山1420-1	0823-90-8177
相談支援事業所きずな	東広島市西条町馬木391-2	082-425-1303
相談支援事業所パンプキン	広島市南区堀越3-11-1-101	082-288-6251
みらい児童発達相談支援相談支援センター	安芸郡熊野町城之堀9-9-46	082-854-8002

(7) 呉市保健所

- ・・・医師，保健師，精神保健福祉相談員等が，精神障害のある人の相談に応じています。

郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号
737-0041	呉市和庄1-2-13	0823-25-3542	0823-24-6826

▲精神科医師による相談（※要予約）

相談窓口	電話番号
西保健センター	0823-25-3542
東保健センター	0823-71-9176
安浦保健出張所	0823-70-6061
蒲刈市民センター	0823-70-7181 (安芸灘保健出張所)
豊浜漁民センターふれあい	

▲保健師による相談

面接相談・電話相談は随時受けています。

相談窓口	所在地	電話番号
西保健センター	呉市和庄1-72-13	0823-25-3542
東保健センター	呉市広古新開2-1-3	0823-71-9176
音戸保健出張所	呉市音戸町南隠渡1-7-1	0823-50-0615
倉橋保健出張所	呉市倉橋町431	0823-53-1115
安芸灘保健出張所	呉市蒲刈町宮盛1-2	0823-70-7181
川尻保健出張所	呉市川尻町東2-3-23	0823-87-6130
安浦保健出張所	呉市安浦町中央3-3-2	0823-70-6061

(8) 手話通訳者による相談

- ・・・聴覚に障害のある人の相談に手話等によって応じ，必要な助言・援助を行っています。

相談窓口	実施日時	電話番号 FAX番号
呉市役所本庁2階 障害福祉課	毎週月・火・木・金曜日（祝日を除く） 9時～16時	0823-25-3523 0823-25-2522
つばき会館1階 呉市身体障害者福祉センター	毎週月～金曜日（祝日を除く） 8時30分～17時	0823-25-3415 0823-24-4118

広市民センター1階	毎週水曜日（祝日を除く） 9時～16時	0823-73-4075
-----------	------------------------	--------------

※夜間休日等緊急時の対応

呉地域障害者生活支援センター（電話：090-7890-9588，メールアドレス：
kts09078909588@docomo.ne.jp）まで

（9）身体障害者相談員・知的障害者相談員

- ・・・呉市より委託された相談員（肢体・視覚・聴覚・内部・知的障害別）が，障害のある人やその家族への助言や指導を行っています。
- お住まいの地域の相談員については
呉市役所 障害福祉課（電話：0823-25-3523）にお問い合わせください。

（10）呉安芸地域障害者就業・生活支援センター

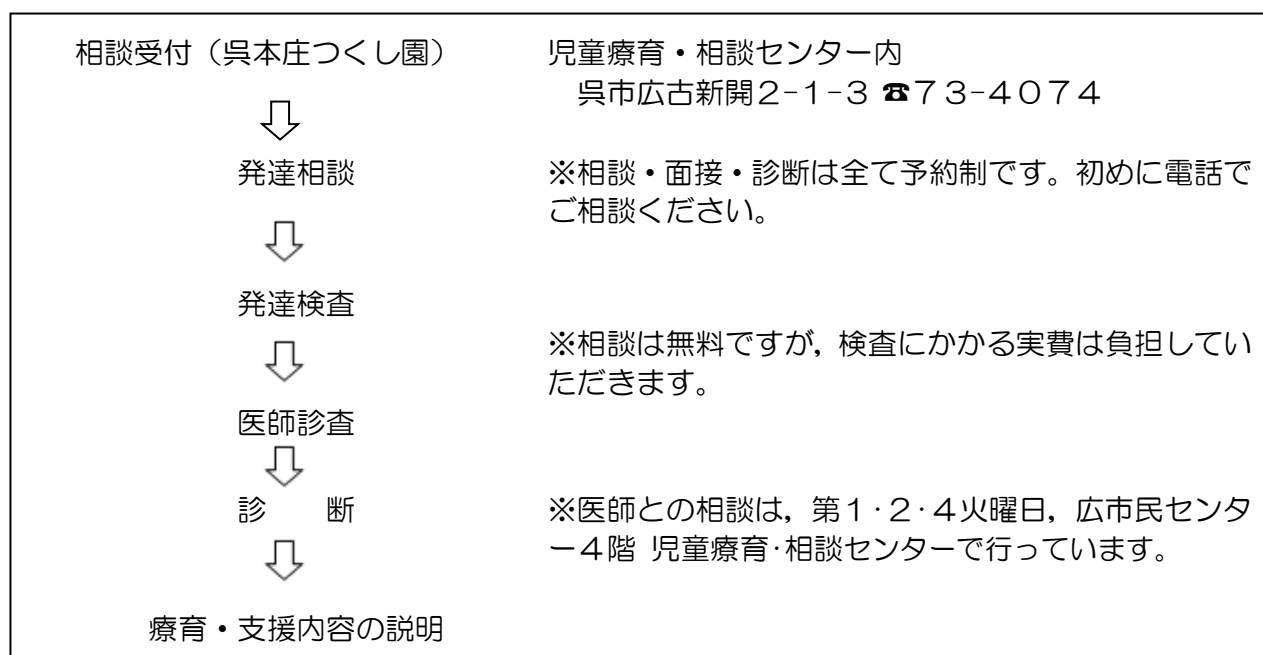
- ・・・「就職したい」「職場の人間関係で悩んでいる」等，障害のある人の働くことに関する相談を中心に，地域生活を送る上で必要な支援を関係機関と協力しながら行っています。

郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号
737-0051	呉市中央5-12-21 呉市福祉会館3階	0823-25-8870	0823-25-8868

（11）子どもの発達の問題

▲呉市児童療育相談事業

「言葉が遅い」「視線が合いにくい」「集団生活になじめない」など，子どもの発達で気になることの相談に，医師や臨床心理士，保育士，保健師などが応じます。
※事前に担当者が相談を受け，医師などの専門家に引き継ぎます。



▲障害児等療育支援事業

在宅の重症心身障害児（者），知的障害児（者），身体障害児（者）の地域における生活を支えるため，身近な地域で療育指導，相談，施設支援等を行っています。

■呉本庄つくし園

郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号
737-0911	呉市焼山北3-21-1	0823-33-8020	0823-33-8290

■若草園

郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号
739-0036	東広島市西条町田口295-3	082-425-1455	082-425-1094

▲児童発達支援センター

0歳～6歳までの言葉が遅い，落ち着きがない，視線が合わない，歩行が遅いなど，発達に遅れがあると思われる子ども達への早期療育に努め，支援を行っています。

■呉本庄つくし園

郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号
737-0911	呉市焼山北3-21-1	0823-33-8020	0823-33-8290

(12)広島県発達障害者支援センター

- ・・・発達障害のある人の日常生活での気づきや悩みに対する相談に応じ，福祉サービス情報の提供や，必要に応じて医療・福祉・保育・教育・就労など関係機関への紹介を行っています。また，発達障害のある人を支援する人を対象に，研修会なども開催しています。

郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号
739-0001	東広島市西条町西条414-31	082-490-3455	082-427-6280

(13)広島県西部こども家庭センター

- ・・・児童虐待や配偶者からの暴力（DV）等，複雑・深刻化する子どもや家庭への問題に対応するため，これまで別々の組織だった「児童相談所」「知的障害者更生相談所」「婦人相談所（配偶者暴力相談支援センター）」の機能を統合し，子どもと家庭に関する総合的な支援を行っています。

郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号
734-0003	広島市南区宇品東4-1-26	082-254-0381	082-256-5520

▲呉市における巡回相談

子どもに関する相談として県職員（児童福祉司や心理判定員）による定期相談を開催しています。（※要予約，祝日除く）

相談内容	実施場所・日時	問い合わせ先
子育てに関する相談	広市民センター2階 毎月第1・3水曜日（10時～15時）	呉市すこやか子育て支援センター くれくれ・ば 0823-25-3482
子どもの療育手帳更新判定会	広市民センター4階 （児童・療育相談センター） 毎月第1・3火曜日（10時～15時）	広島県西部こども家庭センター 082-254-0391

（14）広島県立総合精神保健福祉センター（パレアモア広島）

・・・地域における精神保健福祉の向上を図るため，医師，保健師，精神保健福祉相談員等が，こころの悩みに関する相談に応じています。（※要予約）

郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号
731-4311	安芸郡坂町北新地2-3-77	082-884-1051	082-885-3447

▲心の健康づくり相談事業

電話のみの相談を希望される人に対して，「こころの電話」を設置しています。統合失調症，うつ病，依存症等の精神疾患等に関する相談をお受けしています。

専用電話：082-892-9090

（15）広島県高次脳機能センター

・・・高次脳機能障害について治療・リハビリテーション・社会復帰までの一貫した支援を行うとともに，高次脳機能障害がある人の多様なニーズに対応するため，医療・福祉や日常生活での悩み・不安等の相談，情報提供などを行います。

郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号
739-0036	東広島市西条町田口295-3 広島県立障害者リハビリテーションセンター内	082-425-1455	082-425-1094

（16）広島県地域生活定着支援センター

・・・高齢の人や障害のある人が，矯正施設から退所した後に，自立した生活を営むことが困難な場合，保護観察所と協働して，福祉サービスの利用を援助することなどにより，地域の中で自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう支援します。

郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号
732-0816	広島市南区比治山本町12-2 県社会福祉会館内	082-250-0503	082-250-0504

(17)広島県立身体障害者更生相談所

- ・・・身体に障害のある人やその家族に対し、専門的知識と技術を必要とする相談・指導や医学的、心理学的、職能的な判定業務、補装具の処方および適合判定、市町村に対する専門的な技術的援助指導、来所の難しい人などのため必要に応じて行う巡回相談、さらに地域におけるリハビリテーションの推進に関する業務などを行う機関です。

郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号
739-0036	東広島市西条町田口295-3 広島県立障害者リハビリテーションセンター内	082-425-1455	082-425-1634

(18)広島県障害者職業センター

- ・・・就職に向けての相談、職業能力等の評価、就職前の支援から就職後の職場適応のための援助、職場復帰の支援等、個々の障害状況に応じた継続的な支援を行っています。

郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号
730-0004	広島市中区東白島町14-15 NTTクレド白島ビル12F	082-502-4795	082-211-4070

(19)ハローワーク呉(呉公共職業安定所)

- ・・・就労のための相談・支援を行っています。

郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号
737-8609	呉市西中央1-5-2	0823-25-8609	0823-22-1106

(20)民生委員・児童委員及び主任児童委員

- ・・・日々の暮らしの中で困ったり悩んだりしたことを相談できる人のひとりです。
お住まいの地域の担当者については、呉市民生委員児童委員協議会事務局
(呉市福祉保健課 電話 0823-25-3265)にお問い合わせください。

(21)呉市身体障害者福祉協会

- ・・・会員相互の親睦を図るとともに、行政機関・関係機関等と連携をとりながら、障害のある人の正しい理解と認識を深めるための活動をしています。

(22)呉市手をつなぐ育成会

- ・・・発達気になる子どもや知的障害のある人及びその家族を応援するため、障害者本人の交流活動、家族の連携、サポートファイル 結愛（下記参照）の普及活動等、様々な支援活動に取り組んでいます。

郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号
737-0051	呉市中央5-12-21 呉市福祉会館3階	0823-24-2260	0823-24-2568



まめ知識

◆サポートファイルとは

障害のある人の生育歴やケアの仕方を、乳幼児期から成人期に至るまで継続して記録整理できるファイル形式の記録ノートです。

次のようなメリットがあります

- ・障害のある人の成長過程、支援内容等、過去から現在にかけての本人に関する情報の整理が可能となり、詳細かつ正確な情報が伝わります。
- ・保護者が病院、学校、福祉施設等で同じ説明をくりかえし行わなければならない状況の改善につながります。
- ・保護者の監護能力の低下時や死亡したとき等に、支援者に必要な情報提供ができます。
⇒ このようなことから、障害のある人の理解の促進につながり、本人をとりまく生活環境が変わっても、地域生活における一貫性のある継続した支援が受けられます。

(23)自動車事故対策機構広島主管支所(ナスバ)

- ・・・車社会を支える活動として、自動車事故を「防ぐ」、自動車事故から「守る」、自動車事故による被害者を「支える」を3つの柱とし、自動車事故被害者への支援をはじめ、安全情報の提供や自動車事故の発生防止対策を行っています。
特に、自動車事故による被害者を支えるために、重度後遺障害者への介護料の支給や専門病院の設置運営、交通遺児等への生活資金の無利子貸し付け、家庭相談などを行っています。
くわしくはナスバのホームページ(<https://www.nasva.go.jp/>)をご覧ください。

郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号
733-0036	広島市西区観音新町2-4-25 第一菱興ビル1階	082-297-2255	082-297-2251

(24)福祉サービスに関する苦情解決について

- ・・・福祉サービスに関する利用者の利益を保護するため、事業者は苦情解決責任者や第三者委員を設置することとされています。また広島県社会福祉協議会に、中立公平な機関として「福祉サービス運営適正化委員会」を設置しています。苦情が直接言えないような状況や話し合いを持ってもなかなか解決に結びつかない場合があります。このような場合に申し出てください。苦情をお聴きし、解決に向けた助言やあっせんを行い苦情解決を図るものです。相談の方法は、面接、電話、手紙、FAX、電子メールで相談に応じます。

相談窓口	電話番号	FAX番号	E-mail
広島県福祉サービス 運営適正化委員会 広島県南区比治山本町12-2 (県社会福祉会館内)	082-254-3419	082-256-2228	soudan@hiroshima-fukushi.net

(25)重層的支援体制整備事業

- ・・・これまでの「高齢」「障害」「子ども」「生活困窮」など分野別に分かれていた既存の相談支援体制は活かしながら、単独の支援機関では対応が困難な複雑で複合化した相談に対応していくものです。相談窓口が分からない場合は、お話を伺い、必要に応じて適切な支援機関と連携を図ります。

相談窓口	電話番号	FAX番号	E-mail
呉市重層的支援推進室 (呉市役所2階)	0823-25-5715	0823-24-6813	zyusou@city.kure.lg.jp

(26)広島ひきこもり相談支援センター

- ・・・適切な関係機関と連携しながら、ひきこもっている人々の社会参加・自立を促すことを目的として、県と広島市が一体となって運営する「広島ひきこもり相談支援センター」を設置しています。県内にお住まいのおおむね18歳以上のひきこもっている本人やその家族などを対象に、電話や来所、訪問などにより相談を承ります。電話またはメールでご相談ください。

相談窓口	電話番号	開所時間	E-mail
特定非営利活動法人 FOOT&WORK 広島市安芸区中野東 4-5-25 2階	082-893-5242	月・水・木・金・土 8:45~16:45	hikikomori@footandwork.com

2 障害者手帳制度

(1)身体障害者手帳

- 身体に永続的な障害がある人の様々な援助を受けやすくするために交付されるもので、障害の程度により重い順に1級～6級までの等級があります。
- 障害の種類は、視覚、聴覚、平衡機能、音声機能・言語機能またはそしゃく機能、肢体不自由、心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の各機能の障害に分けられています。
- 手帳の交付申請には、法に基づき指定された医師の診断書・意見書が必要となりますので、医師とよく相談の上、申請を行ってください。

(2)療育手帳

- 知的障害のある人が様々な援助を受けやすくするために交付されるもので、広島県は、障害の程度により重い順に(A)・A・(B)・Bまでの等級があります。
- 手帳の交付申請に年齢の制限はありません。発達期（おおむね18歳まで）に知的障害とみなされる状況や診断があったことを証明できる場合は、18歳を越えても手帳交付の対象となることもあります。

(3)精神障害者保健福祉手帳

- 統合失調症、精神作用物質による急性中毒またはその依存症、精神病質その他の精神疾患のある人が一貫した相談指導や様々な援助を受けやすくするために交付されるもので、障害の程度により重い順に1級～3級までの等級があります。
- 発達障害（自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの）のある人は、精神障害者保健福祉手帳の交付を申請することができます。
- 手帳の有効期限は2年間です。更新の申請は、有効期限の3ヶ月前から行うことができます。

まめ知識



◆旅客運賃割引制度

身体障害者手帳及び療育手帳を所持することにより、旅客運賃割引制度の適用を受けます。通常「第1種」と記載されている手帳は、本人と同伴する介護者1名に割引が適用され、「第2種」と記載されている手帳は本人のみ割引が適用されます。また、精神障害者保健福祉手帳所持者も割引適用となる場合があります。割引の内容は、鉄道、バス等交通機関によって異なりますのでご利用の際にご確認下さい。

◆手帳の交付申請等に必要なもの

項 目	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳
手帳の交付申請 (障害が生じたとき)	- 身体障害者診断書 - 写真(2枚) - 個人番号(マイナンバー)がわかるもの	- 写真(1枚) - 身体障害者手帳(所持している場合のみ) - 医師の診断書(判定時に指示があった人) - 個人番号(マイナンバー)がわかるもの	- 写真(1枚) - 所定の診断書または精神障害を事由とする年金の証書等の写し - 個人番号(マイナンバー)がわかるもの
手帳の再交付申請 (障害程度が変化したとき、または新たな障害が生じたとき)	- 身体障害者診断書 - 写真(2枚) - 個人番号(マイナンバー)がわかるもの - 身体障害者手帳		- 精神障害者保健福祉手帳 - 写真(1枚) - 所定の診断書 - 個人番号(マイナンバー)がわかるもの
手帳の再交付申請 (亡失したとき)	- 写真(2枚) - 個人番号(マイナンバー)がわかるもの	写真(1枚)	- 写真(1枚) - 個人番号(マイナンバー)がわかるもの
手帳の再交付申請 (き損し、使用に耐えないとき)	- 写真(2枚) - 個人番号(マイナンバー)がわかるもの - 身体障害者手帳	- 写真(1枚) - 療育手帳	- 精神障害者保健福祉手帳 - 写真(1枚) - 個人番号(マイナンバー)がわかるもの
手 帳 の 返 還	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳
居住地・氏名変更届	- 身体障害者手帳 - 個人番号(マイナンバー)がわかるもの	療育手帳	- 精神障害者保健福祉手帳 - 個人番号(マイナンバー)がわかる物
有効期限の記載された手帳の更新申請	【再交付申請】 - 身体障害者手帳 - 身体障害者診断書 - 写真(2枚)	【再判定】 - 療育手帳 - 写真(1枚) - 身体障害者手帳(所持している場合のみ)	【有効期限は2年間】 - 精神障害者保健福祉手帳 - 写真(1枚) - 所定の診断書または精神障害を事由とする年金の証書等の写し
手帳の交付申請等に関する問い合わせ先	呉市役所障害福祉課 呉市中央4-1-6 (0823-25-3135)	呉市役所障害福祉課 呉市中央4-1-6 (0823-25-3135) 広島県西部こども家庭センター 広島市南区宇品東4-1-26 (082-254-0381)	呉市役所障害福祉課 呉市中央4-1-6 (0823-25-3135)

※診断書

- (1) 身体障害者手帳申請用の診断書は、障害の部位ごとに様式が異なります。
- (2) 療育手帳申請用の診断書は、判定会を受けた時に提出の指示があった人のみ必要で様式は問いません。特別児童扶養手当申請用・障害年金申請用の診断書のコピーを使用することもできます。
- (3) 精神障害者保健福祉手帳申請用の診断書は、所定の様式があります。

※判定

- (1) 療育手帳の交付申請、更新申請の場合、こども家庭センターでの判定が必要です。
- (2) 判定には予約が必要です。
予約専用ダイヤル：082-400-9010（広島県福祉事業団）

※提出する写真

- (1) 縦4cm×横3cm
- (2) 脱帽し上半身を写した鮮明な写真で顔の大きさは概ね縦2.5cm×横2cm
- (3) 写真の裏面には、氏名・撮影年月日を記入してください。
- (4) 6ヶ月以内に撮影した写真（精神障害者保健福祉手帳は1年以内）

※個人番号（マイナンバー）の確認できるもの及び身分証明書等

3 医療・保健・健康

(1) 重度心身障害者医療費支給制度 **身体** **知的** **精神**

- ・・・重い障害のある人が医療機関等を受診した場合の医療費（入院時の食事標準負担及び文書料等の保険診療外のもの除く）の一部を支給します。
手帳の等級、所得の制限等一定の要件を満たして受給者証の交付を受けた人は、医療機関ごとに通院は月に4日まで、入院は月に14日までを限度に1日200円を一部負担金として支払っていただきます。（精神障害は入院については対象外）1日に同じ医療機関で複数の診療科（医科と歯科）を受診の場合は、それぞれに200円を一部負担金として支払っていただくことになります。

対象者	①～③のいずれかに当てはまる人 ①身体障害者手帳1・2・3級 ②療育手帳 A ・A・ B ③精神障害者保健福祉手帳1級と自立支援医療受給者証（精神通院）の両方を所持する人 ※所得制限があります。
申請に必要なもの	・身体障害者手帳または療育手帳または精神保健福祉手帳 ・自立支援医療受給者証（精神障害の場合） ・医療保険証（65歳～74歳の方は、後期高齢者医療制度に加入していることが必要です。） ・個人番号（マイナンバー）がわかるもの ・転入等により呉市市民税課で本人及び扶養義務者の所得を確認できない場合に限り、前住所地の課税台帳記載事項証明書（控除額等の省略のないもの）
申請窓口	呉市役所本庁2階障害福祉課（電話0823-25-3135）及び各市民センター

(2) 自立支援医療制度

I 更生医療 **身体**

- ・・・身体に障害のある人（18 歳以上）が、指定医療機関の医師が治療効果があると認め、障害を除去し、または軽減することにより日常生活を容易にするための医療を受けた場合に、医療費の一部を支給する制度です。医療費の自己負担は原則 1 割ですが、世帯の所得に応じて 1 か月あたりの負担に上限額が設けられます。

対象者	治療対象部位の身体障害者手帳を所持する人
申請に必要なもの	・自立支援医療（更生医療）要否意見書 ・身体障害者手帳 ・健康保険証（同一の健康保険に加入している全員のものが必要） ・特定疾病療養受療証（お持ちの人のみ） ・個人番号（マイナンバー）がわかるもの ・障害年金等の年金額がわかるもの（受給中の人のみ）
申請窓口	呉市役所本庁2階障害福祉課（電話0823-25-3135） 及び音戸，倉橋，川尻，安浦，下蒲刈，蒲刈，豊浜，豊市民センター

II 育成医療 **身体**

- ・・・身体に障害のある児童（18 歳未満）か、そのまま放置すると将来障害を残すと認められる児童（18 歳未満）を対象に、手術等の医療費の一部を支給する制度です。医療費の自己負担は原則 1 割ですが、世帯の所得に応じて 1 ヶ月あたりの負担に上限額が設けられます。

対象者	指定医療機関の医師が治療によって確実な治療効果があると認めた児童
申請に必要なもの	・自立支援医療（育成医療）要否意見書 ・健康保険証の写し（同一の健康保険に加入している全員のものが必要） ・個人番号（マイナンバー）がわかるもの ・転入等により呉市市民税課で被保険者の所得を確認できない場合に限り、前住所地の課税台帳記載事項証明書等
申請窓口	呉市役所本庁2階障害福祉課（電話0823-25-3135） 及び音戸，倉橋，川尻，安浦，下蒲刈，蒲刈，豊浜，豊市民センター

III 精神通院医療 **精神**

- ・・・指定医療機関の医師が治療効果があると認め、通院して精神医療を受ける場合に医療費の一部を支給する制度です。医療費の自己負担は原則 1 割ですが、世帯の所得に応じて一月あたりの負担に上限額が設けられます。

対象者	精神疾患のために継続した治療を受けるため通院している人
申請に必要なもの	・診断書兼意見書（精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療費兼用） ・健康保険証の写し（同一の健康保険に加入している全員のものが必要） ・個人番号（マイナンバー）がわかるもの ・転入等により呉市市民税課で本人及び扶養義務者の所得を確認できない場合に限り、前住所地の課税台帳記載事項証明書等
申請窓口	呉市役所本庁2階障害福祉課（電話0823-25-3135） 及び東保健センターまたは各保健出張所

(3)心身障害者(児)歯科診療 身体 知的

- ・・・呉市歯科医師会（呉口腔保健センター）では、身体等の障害のある人を対象とした歯科診療を実施しています。車いすごと歯科診療を受けることが可能な設備もあります。

平日診療	水・木・土曜日9時～12時，13時～15時15分※予約診療制
休日応急診療	日曜・祝日9時～15時
問い合わせ先	呉市歯科医師会呉口腔保健センター（呉市和庄1丁目2-13 すこやかセンター（電話0823-25-4441）※急患を除き要予約

(4)特定医療費(指定)難病助成制度

- ・・・原因が不明で治療法が確立されていない、いわゆる難病のうち、指定難病（対象338疾患）で、病状が一定程度以上の人について医療保険の自己負担に対して公費負担を行っています。

問い合わせ先	呉市保健所保健総務課 すこやかセンター（電話0823-25-3525） 及び東保健センターまたは各保健出張所
--------	---

(5)小児慢性特定疾病医療費助成制度

- ・・・小児慢性特定疾病にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とする児童等の健全な育成を図るため、医療保険の自己負担に対して公費負担を行っています。

問い合わせ先	呉市保健所保健総務課 すこやかセンター（電話0823-25-3525） 及び東保健センターまたは各保健出張所
--------	---

(6)かかりつけ医、往診について 身体 知的 精神

- ・・・医師会ホームページ上の（<http://www.kure.hiroshima.med.or.jp>）かかりつけ医マップにて、医療機関の紹介・医師の専門分野・往診等の案内を行っています。

4 手当・年金・貸付

(1) 特別障害者手当 身体 知的 精神

- ・・・身体、知的または精神に著しく重度の障害があるために、日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳以上の人に支給します。

対象者	①障害基礎年金1級程度の障害が重複している人 ②障害基礎年金2級程度の障害が重複しさらに1級程度の障害がある人 ③日常生活の基本的な動作のほとんどすべてに介護を必要とする程度の障害がある人 ※本人、配偶者及び扶養義務者の所得の状況に応じて、支給の制限があります。 ※以下の人は支給の対象にはなりません。 ・障害者支援施設、特別養護老人ホームなどに入所している人 ・病院または診療所、介護老人保健施設などに継続して3ヶ月を越えて入院(入所)している人
申請に必要なもの	・特別障害者手当認定診断書(所定の様式あり) ・申請者が受給しているすべての年金証書 ・申請時の年金受給額が確認できるもの(振込通知書、預金通帳等の写し) ・申請者名義の預金通帳(口座番号等振込に必要な事項が確認できるもの) ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳 ・個人番号(マイナンバー)がわかるもの(申請者及び受給者と同一生計者全員のものが必要)
手当月額	27,980円(2023年度)
申請窓口	呉市役所本庁2階障害福祉課(電話0823-25-3135) 及び音戸、倉橋、川尻、安浦、下蒲刈、蒲刈、豊浜、豊市民センター

(2) 障害児福祉手当 身体 知的 精神

- ・・・身体、知的または精神に著しく重度の障害があるために、日常生活において常時の介護を必要とする20歳未満の人に支給します。

対象児	・障害の程度が、概ね特別児童扶養手当1級程度の20歳未満の児童 ※本人、扶養義務者等の所得の状況に応じて、支給の制限があります。 ※以下の人は支給の対象にはなりません。 ・障害児福祉施設・乳児院・児童養護施設などに入所している人 ・障害を理由とする年金を受給している人
申請に必要なもの	・障害児福祉手当認定診断書(所定の様式あり) ・児童名義の預金通帳(口座番号等振込に必要な事項が確認できるもの) ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳 ・個人番号(マイナンバー)がわかるもの(申請者及び受給者と同一生計者全員のものが必要)

手当月額	15, 220円（2023年度）
申請窓口	呉市役所本庁2階障害福祉課(電話0823-25-3135) 及び音戸、倉橋、川尻、安浦、下蒲刈、蒲刈、豊浜、豊市民センター

(3)特別児童扶養手当 **身体** **知的** **精神**

- ・・・在宅で精神または身体に障害のある児童を監護している父母または父母に代わって養育している人に支給します。

対象者	精神または身体に中度以上の障害のある20歳未満の人を監護または養育している人 ※本人、扶養義務者等の所得の状況に応じて、支給の制限があります。 支給対象児童が施設に入所している場合や、支給対象児童が障害を事由とする年金を受給している人は、対象となりません。
申請に必要なもの	・特別児童扶養手当認定診断書(所定の様式あり) ※ただし、療育手帳Ⅱまたは療育手帳A(手帳の予備欄に「特別児童扶養手当診断書省略」と記載されたもの)を所持していれば診断書の提出を省略できます。 ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳 ・申請者名義の預金通帳(口座番号等振込に必要な事項が確認できるもの) ・戸籍謄本(申請日から1ヶ月以内のもので、申請者及び対象児童の記載があるもの) ・個人番号(マイナンバー)がわかるもの(申請者及び受給者と同一生計者全員のものが必要)
手当月額	1級(手当等級)53,700円、2級(手当等級)35,760円
申請窓口	呉市役所本庁2階障害福祉課(電話0823-25-3135) 及び音戸、倉橋、川尻、安浦、下蒲刈、蒲刈、豊浜、豊市民センター

(4)児童扶養手当 **身体** **知的** **精神**

- ・・・次の児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで、中度以上の障害がある場合は20歳未満)を監護している父または母か、代わりに養育している人に支給されます。

対象児童	①父母が離婚した児童、②父または母が死亡した児童、③婚姻によらないで出生した児童、④父または母が重度の障害のある児童等
申請に必要なもの	・戸籍謄本(申請者及び児童の記載があり申請日から概ね1ヶ月以内のもの) ※対象児童と父と母の離婚日や死別日の記載があるもの) ・申請者名義の預金通帳(口座番号等振込に必要な事項が確認できるもの) ・健康保険証(申請者及び児童の記載されているもの) ・年金手帳 ・マイナンバーカード等本人確認書類 ※その他書類が必要となる場合がありますので、お問い合わせください。

手当月額	・全部支給の場合、第1子（月額43,070円）第2子（月額10,170円）第3子以降（1人につき月額6,100円） ・一部支給の場合、第1子（月額43,060円～10,160円）、第2子（月額10,160円～5,090円）、第3子以降（1人につき月額6,090円～3,050円） ※所得額や対象児童の人数により支給額は変わります。
申請窓口	呉市役所本庁2階子育て支援課（電話0823-25-3173）及び各市民センター

(5)障害基礎年金(国民年金) **身体** **知的** **精神**

受給資格	①20歳前の場合（（1）から（3）の全てに該当することが必要） （1）障害の原因となった病気やけがの初診日が20歳の誕生日に達する日の前日までにある。 （2）障害等級表の1級・2級の程度に該当している。 （3）本人に高額(扶養者がいないケースで年間472万円超)の所得がない。 ②加入中障害の場合（（1）から（3）の全てに該当することが必要） （1）国民年金に加入している間に初診日がある、または、日本国内に住所を有し、60歳から65歳に達する日の前日までの間に初診日があり、国民年金の繰り上げ受給をしていないこと。 （2）初診日前に国民年金の保険料を納めなければならない期間がある場合は、次の給付要件（Ⅰ・Ⅱ）のどちらかを満たしていること。 Ⅰ 初診日の属する月の前々月までの公的年金加入期間の3分2以上保険料納付済期間（免除期間含む）があること Ⅱ 初診日の属する月の前々月までの直近の1年間に未納がないこと ※初診日が令和8年3月31日までの場合に限る。 （3）障害等級表の1級・2級の程度に該当している。
年金額	1級年金：月額 81,020円 2級年金：月額 64,816円 ※前年の所得により年金額が減額することがあります。 ※18歳未満の子の人数に応じた加算があります。
申請に必要なもの	・年金請求書 ・年金手帳 ・住民票、戸籍謄本等生年月日がわかるもの ・診断書（所定の様式あり） ・受診状況等証明書（初診証明） ・申請者名義の預金通帳（口座番号等振込に必要な事項が確認できるもの） ・身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳 ・病歴・就労状況等申立書 ※請求される人の状況によって手続に必要なものが異なりますので、事前に保険年金課または呉年金事務所までお問い合わせください。
申請窓口	呉市役所本庁3階 保険年金課（電話 0823-25-3157）または各支所、呉年金事務所（0823-22-1691）※事前予約必要 ※呉市役所での受付は、国民年金第1号被保険者期間中に初診日のある人の場合のみとなります。 ※初診日が厚生年金期間中の場合の手続先は、呉年金事務所（事前予約必要）となります。



◆特別障害給付金

国民年金の任意加入期間に未加入であったために、障害基礎年金の支給対象とならない人に対して生活を支援するためのものです。ただし所得による支給制限があります。

〈受給資格〉

- ①平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生。
- ②昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者（厚生年金、共済組合等の加入者）の配偶者であって、当時任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金1級・2級相当の障害に該当する人。

※ただし、65歳の誕生日の前々までに当該障害状態に該当され、請求された人に限る。

なお、障害基礎年金、障害厚生年金、障害共済年金等を受給することができる人は対象となりません。

▲障害厚生年金

厚生年金に加入している間に初診日があり、病気やケガで障害基礎年金の1級または2級に該当する障害の状態になったときは、障害基礎年金に上乗せして障害厚生年金が支給されます。

また、障害の状態が2級に該当しない軽度の障害の時は、3級の障害厚生年金が支給されます。

なお、初診日から5年以内に病気やケガが治り、障害厚生年金を受けられるまでではないが、軽い障害が残ったときには障害手当金（一時金）が支給されます。

※障害厚生年金・障害手当金を受けるためには、障害基礎年金の保険料納付要件を満たしていることが必要です。

申請窓口

呉年金事務所 呉市宝町2-1 1 （電話 0823-22-1691）

（6）広島県心身障害者扶養共済制度

身体

知的

精神

- ・・・障害のある人を扶養している保護者が、毎月一定額の掛金を納付することにより、保護者に万一のこと（死亡・重度障害等）があった場合、障害のある人に終身一定額の年金を支給する任意加入の制度です。

年金を受ける心身障害者（児）の範囲	①知的障害者（児） ②身体障害者手帳1級・2級・3級を所持する人 ③精神または身体に永続的に障害のある人で上記の人と同程度の障害と認められる人
保護者の加入資格	・呉市に住所があること ・各年4月1日現在で年齢が65歳未満であること ・特別の疾病または障害がないこと ・障害のある人1人に対して加入できる保護者は1人であること

掛金	・保護者の加入時の年齢により決定します。
申請に必要なもの	・身体障害者手帳，療育手帳，精神障害者保健福祉手帳，障害の種類及び程度を証明する書類 ・住民票（申込者及び障害のある人） ※事前に申請窓口にお問合せください。
給付月額	一口に付き 月額 20,000円（二口まで加入できます）
申請窓口	呉市役所本庁2階 障害福祉課（電話 0823-25-3135）

(7)生活保護の障害者加算の認定 **身体** **精神**

- ・・・生活保護受給中で身体または精神に障害のある人は，障害者加算の支給対象となる場合があります。障害者加算は，障害によって生じる特別な需要に対応するために支給するもので，その人の障害の程度によって認定する制度です。

問い合わせ先	呉市役所本庁2階 生活支援課（0823-25-3105）
--------	------------------------------

(8)生活困窮者自立相談支援事業 **身体** **知的** **精神**

- ・・・生活に困りごとや不安を抱えている場合に，専門性を持った相談支援員が相談を受けて，どのような支援が必要かを相談者と一緒に考え，具体的な支援プランを作成し，寄り添いながら自立に向けた支援を行っていく制度です。

問い合わせ先	呉市役所本庁2階 生活支援課自立支援室（0823-25-3571）
--------	-----------------------------------

(9)生活福祉資金貸付制度 **身体** **知的** **精神**

- ・・・身体障害者手帳，療育手帳，精神障害者保健福祉手帳を所持する人，またはこれと同程度の障害があると認められる人がいる世帯に，経済的自立及び生活意欲の助長促進を図り，安定した生活を送れるようにすることを目的として，資金の貸付と必要な援助指導を行う制度です。

☆生活福祉資金には以下のような種類があります。

福祉費	生業を営むのに必要な経費
	技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費
	就職，技能習得等の支度に必要な経費
	住宅の増改築，補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費
	福祉用具等の購入に必要な経費
	障害者用自動車の購入に必要な経費

福祉費	負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費
	障害者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費
	災害を受けたことにより臨時に必要な経費
	冠婚葬祭に必要な経費
	住居の移転等，給排水設備等の設置に必要な経費
	その他日常生活上一時的に必要な経費
緊急小口資金	緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用
申請窓口	呉市福祉会館 1 階 呉市社会福祉協議会（0823-69-3323）

※事前に，他法・他制度の具体的な検討または申請が必要です。

※申請後審査を行い，貸付について総合的に適否を判断します。

※資金の種別によって，貸付限度額，据置期間，償還期限，貸付利子が異なります。

（その他の資金の種類・貸付の申請方法等は申請窓口にお問い合わせください。）

5 補装具・日常生活用具

(1) 補装具費の支給 身体

- ・・・身体の欠損または損なわれた機能を補完・代替し，日常生活の維持，向上を図るために必要な補装具の購入・修理の費用の一部を支給します。

利用者負担は原則 1 割ですが，世帯の課税状況等に応じて 1 か月あたりの負担に上限額が設けられます。また，市民税非課税世帯及び生活保護世帯は無料になります。

対象者	身体障害者手帳を所持する人，難病患者等
申請に必要なもの	・身体障害者手帳，難病患者等は所定の診断書 ・購入を希望する補装具のカatalog等
申請窓口	呉市役所本庁 2 階 障害福祉課（電話 0823-25-3135） 及び音戸，倉橋，川尻，安浦，下蒲刈，蒲刈，豊浜，豊市民センター

<補装具の種類>

◎ 広島県立身体障害者更生相談所の判定を必要とするもの

△ 医師の意見書を必要とするもの

肢体障害の人が必要とするもの	
◎	義肢，装具，電動車いす，座位保持装置，車いす（普通型，リクライニング式等） 重度障害者用意思伝達装置

△	車椅子（手押し型），歩行器， ※排便補助具，※頭部保持具，※起立保持具，※座位保持椅子 ※の付いた品目は，１８歳未満の児童が対象です。
	歩行補助杖（松葉杖，多点杖等）
聴覚・言語障害の人が必要とするもの	
◎	補聴器（ポケット型，耳かけ型，骨導式眼鏡型，骨導式ポケット型，耳あな型）
視覚障害の人が必要とするもの	
△	義眼，眼鏡（矯正，遮光，弱視，コンタクトレンズ）
	盲人用安全杖（白杖）

（注）介護保険制度から上記と同一種目の福祉用具の提供を受けられる人は，介護保険制度を優先していただくこととなっています。

▲広島県立身体障害者更生相談所の定期相談（判定）会

定期相談会で補装具の交付に関する判定会を実施しています。（※要予約）

項 目	実施日時	実施場所
聴覚障害に関する相談	奇数月第3水曜日 14時～（受付13時～14時）	すこやかセンターくれ 2階
肢体障害に関する相談	5月, 9月, 1月を除く毎月第3水曜日 10時～（受付9時～10時）	
問い合わせ先	呉市役所本庁2階 障害福祉課（電話 0823-25-3135）	

（2）日常生活用具の給付 身体 知的

- ・・・在宅の重度の障害のある人に，日常生活の便宜を図るための用具の購入費用の一部を支給します。自己負担額は費用の1割ですが，市民税非課税世帯及び生活保護世帯は無料になります。

対象者	身体障害者手帳1級・2級（一物品目については3級・4級も対象） 及び療育手帳 A ・A を所持する人または難病患者等
申請に必要なもの	・身体障害者手帳または療育手帳，難病患者等は所定の診断書 ・購入を希望する日常生活用具のカタログ等
申請窓口	呉市役所本庁2階 障害福祉課（電話 0823-25-3135） 及び音戸，倉橋，川尻，安浦，下蒲刈，蒲刈，豊浜，豊市民センター

< 日常生活用具支給の流れ >

- ① 申請したい日常生活用具の購入について、取扱業者と相談してください。
- ↓
- ② 購入を希望する品のカタログ等を添付して、呉市役所障害福祉課で日常生活用具の支給申請を行ないます。（取扱業者が呉市の契約業者であれば、見積書を添付していただいてもかまいません）
- ↓
- ③ 申請後、呉市から決定通知書と支給券が送付されます。（取扱業者にも日常生活用具支給決定通知書が送られます。）
- ↓
- ④ 納品された製品の自己負担分を業者に支払い、支給券に印を押し業者に渡します。

<日常生活用具の種類>

※は、医師の意見書が必要です。

☆は、18歳以上の人のみが対象です。

肢体障害の人

- ・ベッド ・特殊マット・エアーパッド ・特殊尿器 ・入浴担架 ・体位変換器
- ・移動用リフト ・訓練いす ・入浴補助具 ・便器（ポータブル、洗浄式）
- ・頭部保護帽（平衡機能障害の人を含む） ・一本杖
- ・移動、移乗支援用具（平衡機能障害の人を含む） ・携帯用会話補助装置
- ・情報、通信支援用具 ・居宅生活動作補助用具（改修工事費含む）
- ・電気式たん吸引器 ※ネブライザー（吸入器） ※パルスオキシメーター

内部障害の人

- ・電気式たん吸引器 ・透析液加温器 ・ネブライザー（吸入器）
- ・パルスオキシメーター ☆酸素ボンベ運搬車
- ・ストマ用装具（消化器系、尿路系、※紙おむつ等） ※収尿器

聴覚・音声・言語機能障害の人

- ☆屋内信号装置 ・通信装置（ファックス等） ・情報受信装置 ・人工喉頭
- ・人工内耳用電池、充電器、対外部装置
- ・携帯用会話補助装置 ※電気式たん吸引器 ※ネブライザー（吸入器）
- ※パルスオキシメーター

視覚障害の人

- ・歩行時間延長信号機用小型送信機 ・情報、通信支援用具 ☆点字ディスプレイ
- ・点字器 ・点字タイプライター ・ポータブルレコーダー ・テープレコーダー
- ・活字読み上げ装置 ・読書器 ・体温計 ☆体重計 ☆時計
- ☆電磁調理器 ・音声ICタブレコーダー ☆点字図書（呉市内に居住の人）

知的障害の人

- ・便器（洗浄式） ※頭部保護帽 ☆電磁調理器 ・特殊マット

難病患者の人（申請にあたり、所定の診断書が必要です。）

※ベッド ※特殊マット ※特殊尿器 ※体位変換器 ※移動用リフト
 ※入浴補助具 ※便器（ポータブル、洗浄式） ※移動、移乗支援用具
 ※電気式たん吸引器 ※ネブライザー（吸入器） ※パルスオキシメーター

（注）介護保険制度から上記と同一種目の福祉用具の提供を受けられる人は、介護保険制度を優先していただくこととなっています。

（３）軽度・中等度難聴児補聴器購入費の助成 身体

・・・身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児の、補聴器購入に要する費用の一部を助成します。

対象者	18歳未満で、両耳の聴力レベルが原則として30デシベル以上の人
助成額	基準額の範囲内で、新たに補聴器を購入する費用または補聴器を更新する費用の3分の2（100円未満の端数は切り捨て） ※購入前に申請が必要です。
申請に必要なもの	・医師意見書（所定の様式） ・見積書
申請窓口	呉市役所本庁2階 障害福祉課 （電話 0823-25-3135）

（４）緊急通報装置の給付 身体

・・・緊急時に、近隣の協力者により迅速で適切な援助が受けられるよう電話回線を利用して直接消防局の緊急通報センターに通報することが可能な据置型送受信機及びペンダント型発信器を備えた機器を給付します。

対象者	65歳未満で一人暮らしまたはこれに準じる状態にある身体障害者手帳1級または2級を所持する人
費用	6,600円（火災警報機を接続する場合は1,550円を加えた額） 生活保護世帯に属する人は費用の負担はありません。
申請に必要なもの	・身体障害者手帳 ・緊急時に対応できる協力者の承諾 （※事前に申請窓口にお問い合わせください。）
申請窓口	呉市役所本庁2階 障害福祉課 （電話 0823-25-3135）



6 住宅・暮らし

(1) 市営住宅(呉市)の身体障害者向住宅 **身体** **知的** **精神**

- ・・・市営住宅の部屋に空きが出た際に、申込順で入居することができる随時募集住宅です。
(家賃は令和4年度分)

住宅名	所在地	建設年度	構造	E V	戸数	間取り	家賃	単身 入居
坪ノ内Ⅱ ^ノ ト	呉市坪ノ内町9内	平22	高耐 (10F)	有	2	6・4半・台所15	23,900円~80,300円	可
					2	6・6半・台所16半	25,500円~84,400円	
百目田Ⅱ ^ノ ト	呉市阿賀北6-15内	平11	高耐 (7F)	有	4	6, 8, 台所13	23,200円~78,800円	可
中新開Ⅱ ^ノ ト	呉市広中新開1-3内	昭49	中耐 (5F)	無	6	6, 台所15	15,200円~31,100円	可
いずれも1階に設置しています。								
○入居資格 (1) 市営住宅の申込資格のある世帯 (2) 申込者または同居しようとする親族に、次のいずれかに該当し常時車いすを使用する人がいること。 ・身体障害者手帳1級・2級の人 ・療育手帳 ㊤ ・Aの人 ・精神障害者保健福祉手帳1級の人								
申請窓口	呉市営住宅指定管理者 (株)くれせん 呉市中央3-2-5 (電話 0823-32-2488)							

(2) 県営住宅(呉市)の身体障害者向住宅 **身体**

- ・・・定期募集(年3回)の際、募集対象となった場合に申込みことができます。
複数名の申込みがあった場合は、抽選となります。

一般世帯向住宅(身体障害者向住宅)	
○入居資格 ※県営住宅の申込資格のある世帯 ※単身の方は申込みできません。(2人以上の親族での申込みが条件となります。) ※申込者または同居しようとする親族の内に車いすを常用し、かつ戦傷病者手帳または身体障害者手帳(1級~4級)を所持している人の世帯であることが申込みの条件となります。	
単身入居可能住宅(身体障害者向住宅)	
○入居資格 ※県営住宅の申込資格のある世帯 ※申込者または同居しようとする親族の内に車いすを常用し、かつ戦傷病者手帳または身体障害者手帳(1級~4級)を所持している人の世帯であることが申込みの条件となります。	
申請窓口	県営住宅指定管理者 ビルックス株式会社 (電話 0823-74-5963)

(3) すこやかサポート事業 **身体** **知的** **精神**

- ・・・ごみステーションにごみを出すことが困難な 65 歳以上の障害のある人のみの世帯等対象に、ごみ出しの支援を実施しています。

申請窓口	呉市役所 環境業務課 呉市広多賀谷3-8-7 (電話 0823-74-9100)
------	---

(4) ごみ指定袋の交付 **身体** **知的**

- ・・・次のいずれかに該当する世帯に一定枚数の指定袋を交付します。

対象世帯	①生活扶助受給世帯 ②児童扶養手当受給世帯、特別児童扶養手当受給世帯 ③紙おむつ購入助成券受給世帯 ④2歳未満の乳幼児を扶養する市民税非課税世帯
申請に必要なもの	上記の受給証書、受給証明書、受給事実が確認できるものを添付してください。
指定袋の交付	・申請後、約3週間後に指定袋交付引換券を郵送します。 ・指定袋引換券が届きましたら、環境政策課または各市民センターの窓口で指定袋と引き換えてください。 申請場所と異なる窓口でも引き換えることができます。
申請窓口	呉市役所本庁 7階 環境政策課(電話 0823-25-3302) または各支所

※ 引き換え時には持ち帰り用の袋を持参してください。

7 権利擁護

(1) 呉市権利擁護センター **知的** **精神**

- ・・・認知症や障害等により、判断能力に不安のある人が、安心して暮らせるようにお手伝いをします。法律・年金・税・福祉の専門家がネットワークを組み、財産管理、身上監護（生活面の配慮や手続き）及び虐待等、不適切な事からに関する相談、並びに実際に成年後見人に就任している方への支援を行います。

また、講演会・研修会の開催及び地域での学習会への講師の派遣や法人として任意後見契約の締結及び成年後見人等に就任します。

問い合わせ先	呉市社会福祉協議会 呉市中央5-12-21（呉市福祉会館内） (電話 0823-25-0266 , FAX 0823-25-7453)
--------	--

▲成年後見制度相談事業

- ・・・認知症や知的障害・精神障害等で判断能力や意思能力が不十分な人が安心して地域で暮らせるよう、財産管理や身上監護の支援を目的に相談事業を実施します。
- ※予約制（前日正午まで）

対象者	判断能力や意思能力に不安のある人、ご家族、その他関係機関の人等、どなたでも相談できます。
実施日	毎月第3木曜日（第3木曜日が休日・祝日の場合、第4木曜日に実施）
実施時間	13時～16時（原則1人1時間以内）
支援内容	認知症や障害等により判断能力や意思能力が十分でない人に代わり、財産管理や社会生活の中で必要な契約等の法律行為を支援するための成年後見制度に関する相談。
実施場所	呉市福祉会館（呉市中央5丁目12-21）
費用	無料
問合せ先	呉市社会福祉協議会 呉市中央5-12-21（呉市福祉会館内） （電話 0823-25-0266，FAX 0823-25-7453）

▲福祉サービス利用援助事業(かけはし)

- ・・・判断能力が十分でない障害のある人が地域で安心して暮らせるよう、福祉サービス利用援助及び日常的金銭管理または通帳等の預かり支援を行います。

対象者	判断能力が不十分な知的障害または精神障害のある人
支援内容	①福祉サービスについての情報提供、利用支援。 ②日常的な金銭の支払や預貯金の払戻し、受け取り確認等の支援。 ③通帳、証書、印鑑等重要書類の預かり支援。
費用	①、②は1回あたり1,500円 ③は1ヶ月 1,500円 ※①、②は生活保護世帯については無料です。
問合せ先	呉市社会福祉協議会 呉市中央5-12-21（呉市福祉会館内） （電話 0823-25-0266，FAX 0823-25-7453）



8 社会参加促進, その他



「いきいきパス」「福祉タクシー乗車券」「紙おむつ購入助成券」
のいずれか一つを選択し交付を受けることができます。



(1) いきいきパスの交付 身体 知的

・・・障害のある人の外出を支援するため、障害者用を交付します。

対象者	①第1種の身体障害者手帳を所持する人 ② A ・A・ B と判定を受けた療育手帳を所持する人 ③第2種で1級・2級・3級の身体障害者手帳を所持する人
無料利用できる路線	・呉市内で運行する広島電鉄（株）及び瀬戸内産交（株）または、下記の生活バスで対応の路線バス等 ※広島市や三原市（広島空港）と結ぶ路線を除く。 （平成26年4月から、広島焼山線における呉市内での乗車が可能になったため、その区間に限り利用できます。） ・安浦，川尻，倉橋，下蒲刈，音戸，広，横路，昭和の各地区生活バス （なべタクシー，倉橋交通，富士交通，野呂山タクシー，朝日交通，東和交通，呉交通） ※降車の際に，手帳の提示をお願いします。 ※第1種身体障害者手帳，療育手帳をお持ちの人は同伴の介護者1名も無料となります。 介護者がいる場合は，降りるとき，カードリーダーにタッチする前に，乗務員に手帳を提示し，申し出てください。
申請に必要なもの	・身体障害者手帳または療育手帳
申請窓口	呉市役所本庁2階 障害福祉課 （電話 0823-25-3135） 及び各市民センター

(2) 福祉タクシー乗車券の交付 身体 知的

・・・障害のある人の外出を支援するため，一枚 300 円の乗車券を年間 60 枚を限度に申請月に応じて交付します。じん臓機能障害で人工透析を受けるため毎週 3 回程度通院する人は，年間 120 枚を限度に申請月に応じて交付します。

福祉タクシー乗車券は呉市社会福祉協議会が発行し，2 回目以降の交付は毎年 3 月末に，原則として民生委員が配布します。

対象者	①第1種の身体障害者手帳を所持する人 ②下肢障害を含む障害程度（総合等級）が1級・2級・3級の身体障害者手帳を所持する人 ③ A ・A・ B の判定を受けた療育手帳を所持する人
-----	--

申請に必要なもの	・身体障害者手帳または療育手帳
申請窓口	呉市役所本庁2階 障害福祉課 （電話 0823-25-3135） 及び各市民センター

(3)紙おむつ購入助成券の交付 **身体** **知的**

- ・・・失禁があるためまたはトイレでの排泄が困難なため紙おむつを使用している人に、1ヶ月2,000円分の購入助成券を四半期分（4・7・10・1月）ごとにまとめ、年間24,000円を限度に支給します。
- 紙おむつ購入助成券は、呉市社会福祉協議会が発行し、2回目以降の交付は毎年四半期毎に、原則として民生委員が配布します。

対象者	①第1種の身体障害者手帳を所持する人 ②下肢障害を含む障害程度（総合等級）が1級・2級・3級の身体障害者手帳を所持する人 ③ A ・ A ・ B の判定を受けた療育手帳を所持する人 ※以下の人は支給の対象にはなりません ・養護老人ホーム・介護保険施設または障害者支援施設に入所した人 ・市外の病院、診療所に3ヶ月を超えて入院している人（3ヶ月を超えた時から対象外）
申請に必要なもの	・身体障害者手帳または療育手帳
申請窓口	呉市役所本庁2階 障害福祉課 （電話 0823-25-3135） 及び各市民センター

※対象者が65歳以上の場合は、高齢者用の紙おむつ購入助成券の申請となります。
（申請窓口は呉市高齢者支援課）

(4)自動車運転免許の運転適性相談 **身体**

- ・・・身体に障害のある人で、今後運転免許の取得を希望される人は、あらかじめ自動車の運転に必要な運動能力等について相談（適性相談）を受けることができます。
（※要予約）

実施場所	実施日時	電話番号
広島県運転免許センター （広島市佐伯区石内南3-1-1）	月～金曜日 8時30分～16時	082-228-0110 （警察本部の案内が出ますので、 「広島県運転免許センター」の内線接続を依頼して下さい。）

(5) 自動車運転免許取得費の助成 身体 知的

- ・・・障害のある人の生活圏の拡大と職業的自立を図り、社会参加を促進することを目的に、自動車運転免許取得費の一部を助成します。
助成上限額は 10 万円です。
取得後 6 ヶ月以内に申請が必要です。

対象者	次の①②③のすべての条件を満たす人 ①身体障害者手帳 1 級～4 級または療育手帳を所持する人、難病患者等 ②呉市内に住所があること ③第一種普通自動車運転免許を取得したこと
申請に必要なもの	給付申請書、取得費明細費・領収書、運転免許証、身体障害者手帳または療育手帳、難病患者等にあつては医師の診断書または意見書
申請窓口	呉市役所本庁 2 階 障害福祉課（電話 0823-25-3135）

(6) 自動車改造費の助成 身体

- ・・・身体に障害のある人の社会参加を促進するため、障害のある人自らが所有し、運転するための自動車を改造する場合、その改造費の一部を助成します。助成上限額は 10 万円です。ただし、所得制限があります。
※改造する前に申請が必要です。

対象者	次の①②③④のすべての条件を満たす人 ①上肢、下肢、体幹機能に係る障害の等級が 1 級～4 級の身体障害者手帳を所持する人または難病患者等で医師の診断書等により必要であると認められる人 ②呉市内に住所があること ③改造が必要であること ④過去 2 年間に於いて、改造費の助成を受けていないこと
必要書類	給付申請書、自動車改造部分の見積書、運転免許証、身体障害者手帳、難病患者等にあつては医師の診断書または意見書
申請窓口	呉市役所本庁 2 階 障害福祉課（電話 0823-25-3135）

(7) 手話通訳者・要約筆記者の派遣 身体

- ・・・家庭生活及び社会生活における意思疎通を介助するため、手話通訳者、要約筆記者の派遣を行っています。

対象者	聴覚その他の障害のために意思疎通を図ることが困難な人
費用	無料
申請窓口	呉市身体障害者福祉センター (電話 0823-25-3415 , FAX 0823-24-4118)

(8)盲導犬の給付 **身体**

- ・・・重度の視覚に障害のある人の就労などによる社会参加を促進するため、盲導犬を給付します。

対象者	県内（広島市を除く）に1年以上居住しており、今後も相当期間県内に居住することが見込まれる18歳以上の視覚に障害のある人で次のいずれにも該当する人 ① 視覚障害1級・2級の身体障害者手帳を所持する人 ② 就労(就労見込みを含む)等により、社会参加に効果があると認められる人 ③ 盲導犬の飼育に支障がない人
選考	給付の申請があった場合は、調査・面接等の方法により候補者を選考します。
歩行訓練	候補者は、所定の期間、指定された訓練機関に入所して、盲導犬使用のための歩行訓練を受ける必要があります。
費用	盲導犬を給付されることに対しての費用負担はありませんが、訓練機関への入所費用と給付後の飼育管理に伴う費用は本人の負担となります。
申請窓口	呉市役所本庁2階 障害福祉課（電話 0823-25-3135）

(9)NHK 放送受信料の免除 **身体** **知的** **精神**

- ・・・障害のある人の世帯の NHK 放送受信料を、全額若しくは半額免除する制度があります。

	全額免除の要件	半額免除の要件
免除の要件	障害のある人と同居している家族全員が市民税非課税で、その世帯員のうち1人がNHKとの契約者であること	障害のある本人が住民票上の世帯主かつNHKとの契約者であること
対象者	身体障害者手帳を所持する人	・身体障害者手帳1級～6級（視覚障害・聴覚障害のある人） ・身体障害者手帳1・2級（視覚障害・聴覚障害以外の人）
	療育手帳を所持する人	療育手帳 A ・ A
	精神障害者保健福祉手帳を所持する人	精神障害者保健福祉手帳1級

申請に必要なもの	・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳 ・印鑑
申請窓口	呉市役所本庁2階 障害福祉課（電話 0823-25-3135）及び各支所
問い合わせ先	NHK広島放送局 〒730-8672 広島市中区大手町2-11-10（電話 082-504-5113）

(10)ふれあい案内(104無料番号案内) **身体** **知的** **精神**

- ・・・電話帳利用が困難な視覚・上肢等に障害のある人、知的障害及び精神障害のある人を対象に、無料で電話番号を案内するサービスを提供しています。
- ※ご利用には、事前に登録が必要です。

対象者	視覚障害	身体障害者手帳（1級～6級）を所持する人
	上肢障害	身体障害者手帳（1級～2級）を所持する人
	体幹障害	
	移動障害	
	知的障害	療育手帳を所持する人
	精神障害	精神障害者保健福祉手帳を所持する人
問い合わせ先	フリーダイヤル 0120-104174（全国共通） 受付時間：9時～17時（月曜～金曜）	

※耳や言葉の不自由な方向けに、FAX による問い合わせもあります
0120-000104（FAX 専用） 受付時間24時間・年中無休

(11)携帯電話料金の割引 **身体** **知的** **精神**

- ・・・障害のある人を対象に携帯電話使用料（基本料金・通話料・通信料等）が割引になる場合があります。

対象者	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持する人	
・NTTドコモ（ハーティ割引） ・au（スマイルハート割引） ・ソフトバンクモバイル（ハートフレンド割引）		詳しくは、販売店にお問い合わせください。

(12) 公共施設等の入館料・利用料・入園料の割引 身体 知的 精神

- ・・・身体障害者手帳，療育手帳，精神障害者保健福祉手帳を提示することで，次のような施設等で割引を受けることができます。
減免の内容については，各施設の窓口へお問い合わせください。

呉市海事歴史科学館（大和ミュージアム），呉市立美術館，呉市入船山記念館，蘭島閣美術館，白雪桜，松濤園，昆虫の家，貝と海藻の家，三之瀬御本陣芸術文化館，川尻筆づくり資料館，倉橋歴史民俗資料館，長門の造船歴史館，安浦歴史民俗資料館，御手洗文化交流施設，呉市営温水プール，川尻温水プール，くらはし温水プール 等

県立美術館（常設展示のみ），縮景園，県立総合体育館，スポーツ交流センターおりづる，県民の浜，もみの木森林公園，グリーンピアせとうち，広島市安佐動物公園，広島市植物公園，広島城，広島空港，県営駐車場等

(13) 映画鑑賞料金の割引 身体 知的 精神

- ・・・身体障害者手帳，療育手帳，精神障害者保健福祉手帳を所持する人は，各映画館所定の映画鑑賞料金の割引サービスが受けられます。その際利用する映画館で手帳を提示してください。
料金及び介護者の割引金額は映画館によって異なりますので，事前に確認が必要です。また，12月1日（映画の日）には無料招待が受けられます。

(14) 呉市車椅子バスケットボール教室 身体

- ・・・障害のある人の体力増進・交流・余暇活動等に資するため，車椅子バスケットボール教室を開催しています。

日時	毎月第2・4土曜日 17時～19時
場所	鶴岡一人記念スポーツ会館（呉市スポーツ会館）
問い合わせ先	呉市役所本庁2階 障害福祉課（電話 0823-25-3523）

(15) 芸術文化活動振興事業 身体

- ・・・在宅の身体に障害のある人を対象に，自立を図り生きがいを高めるための各種教室を開催しています。車いすを使用しなければ移動困難な人については，リフトバスによる送迎を利用できる場合もあります。（※送迎については要相談）
会場はいずれもつばき会館（呉市身体障害者福祉センター内）です。

講座名	実施日	実施時間	定員
オカリナ	第1・第3 月曜日	14時～15時30分	8名
陶芸教室	月3回 木曜日	9時30分～12時	6名

カラオケ教室	第2・第4 木曜日	13時30分～15時30分	12名
編み物教室	月3回 金曜日	13時30分～16時	6名
絵画教室	第3 木曜日	13時30分～15時30分	6名
パソコン教室	第1・第3 水曜日	9時30分～12時 13時30分～16時	8名
	第1・第3 日曜日	9時30分～12時30分 (※聴覚に障害のある人が対象)	5名
問い合わせ先	呉市身体障害者福祉センター (電話 0823-25-3415, FAX : 0823-24-4118)		

※受講料 1回 100円

(16)点字広報・声の広報発行 **身体**

・・・市政だより、社協だより、ボランティア情報誌等の広報誌に対して、その発行に伴い点字版と音声での情報を提供しています。

※対面朗読や市政だよりの音訳テープ送付サービスは呉市中央図書館でも行っています。

対象者	視覚障害の身体障害者手帳を所持する人
費用	無料
申請窓口	呉市身体障害者福祉センター (電話 0823-25-3415, FAX 0823-24-4118)

(17)車いすの貸出事業 **身体** **知的** **精神**

・・・緊急かつ一時的に車いすを必要とする人に、1ヶ月以内の期間で無料の貸出を行っています。(ただし、介護保険の認定を受けている要介護2～5の人は除く)

申請窓口	呉市社会福祉協議会 呉市中央5-12-21 (電話 0823-32-3510)
------	---

(18)広島県障害者ITサポートセンター **身体** **知的** **精神**

・・・県内の障害のある人に向けたパソコン等のIT機器利用に関するサポートを行っています。

郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号
732-0068	広島市東区牛田新町2-2-1	082-224-3875	082-224-3875

(19)スポーツ交流センター・おいづる **身体** **知的** **精神**

- ・・・スポーツ、レクリエーション、文化活動を通じて、障害のある人の生きがいをづくりを推進しています。

郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号
739-0036	東広島市西条町田口295-3 広島県立障害者リハビリテーションセンター内	082-425-6800	082-425-6789

(20)くれ障がい者応援サイト～きずな～ **身体** **知的** **精神**

- ・・・このサイトは、障害のある人と支援者をつなぎ、障害のある人が生き生きと暮らせる絆づくりを支援するサイトです。
この事業は、市民と行政が協働で地域課題に取り組む「くれ協働事業提案制度」の助成金を活用して開設されました。

<http://kurecvcs.com/kurecvcscom>

9 交通

(1)有料道路通行料金の割引 **身体** **知的**

- ・・・身体障害者手帳または第1種の療育手帳を所持する人が高速道路等の有料道路を利用する場合、申請により料金の割引を受けられます。割引になる自動車は1台で、割引有効期間は2年間です。
なお、ETCを利用する場合、事前に有料道路事業者への登録申込が必要です。

対象者	障害のある本人以外の人が運転し、当該障害者が同乗する場合	第1種の身体障害者手帳または第1種の療育手帳を所持する人
	障害のある本人が運転する場合	身体障害者手帳を所持する人(療育手帳は対象外)
自動車の車種	○乗用自動車、貨物自動車、特殊用途自動車、二輪自動車で「自家用」のもの(乗車定員、座席の構造、排気量等で制限があります。) ○事前登録されていない次の車でも、割引登録済みの身体障害者手帳、第1種の療育手帳を提示して、一般(有人)レーンを通る時は、障害者割引を受けられます。 ・親族や知人等の所有する自動車 ・レンタカー ・車検・修理時の代車 ・タクシー及び福祉有償運送車両(第1種手帳所持者が、同乗した時に限る)	
割引額	通常料金の半額	

申請に必要なもの	・身体障害者手帳または療育手帳 ・自動車車検証 ・運転免許証（本人が運転する場合のみ） ・ETCカード（障害者本人名義のもの。ただし、未成年者は親権者または法定後見人名義でもよい） ・ETC車載器セットアップ申込書・証明書等，車載器の管理番号が確認できるもの ※車の事前登録をしていない方 ・身体障害者手帳または療育手帳 ・運転免許証（本人が運転するときのみ）
申請窓口	呉市役所本庁2階 障害福祉課（電話 0823-25-3135） 及び音戸，倉橋，川尻，安浦，下蒲刈，蒲刈，豊浜，豊市民センター ※下記のサイトからオンライン申請もできます。 https://www.expressway-discount.jp
問い合わせ先	有料道路ETC割引登録係（電話 045-477-1233）

(2) 呉市営駐車場の減免 身体 知的 精神

- ・・・自ら運転するか，介護者の運転する車両に同乗している場合，呉市営駐車場を利用する際に利用料の減免が受けられます。

身体障害者手帳（1級・2級・3級），療育手帳（**A**・A・**B**），精神障害者保健福祉手帳（1級・2級）を所持する人で本人が運転または同乗している場合，手帳を提示することで半額になります。呉駅西，本通，蔵本，阿賀駅前駐車場に限ります。

(3) 交通機関の運賃割引制度 身体 知的 精神

- ・・・JR，バス，タクシー等をご利用の際に，身体障害者手帳，療育手帳，精神障害者保健福祉手帳を提示することにより運賃が割引されます。各交通機関によって割引の内容が異なりますので，それぞれにお問い合わせの上制度をご利用下さい。

(4) 駐車禁止規制の適用除外 身体 知的 精神

- ・・・身体障害者手帳，療育手帳，精神障害者保健福祉手帳を所持している歩行困難な人が，移動を目的として使用する車両で，公安委員会の交付する「駐車禁止除外指定車標章」を掲示しているものは，公安委員会の指定した駐車禁止場所に駐車することが認められます。

※駐車禁止除外指定車標章は，本人標章のため，車両を所有していない人でも申請ができます。

障害の区分	障害の級別（身体障害者手帳）
視覚障害	1級～3級までの各級 及び 4級の1
聴覚障害	2級及び3級

平衡機能障害		3級
上肢不自由		1級, 2級の1及び2級の2
下肢不自由		1級～4級までの各級
体幹不自由		1級～3級までの各級
乳幼児期以前の非進行性の 脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級～2級（上肢のみに運動機能障害がある 場合を除く）
	移動機能	1級～4級までの各級
心臓機能障害		1級及び3級
じん臓機能障害		1級及び3級
呼吸器機能障害		1級及び3級
ぼうこう又は直腸の機能障害		1級及び3級
小腸機能障害		1級及び3級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1級及び3級までの各級
肝機能障害		1級～3級までの各級

○その他の手帳の基準

障害の区分	障害の程度
療育手帳	最重度 ㊤ , 重度 A
精神障害者保健福祉手帳	1 級

※小児慢性特定疾患児（色素性乾皮症に該当する人）については、申請窓口にお問い合わせください。

必要書類	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳、住民票（原本）
申請窓口	申請者の住所地を管轄する警察署の交通課 呉警察署（電話 0823-29-0110）、広島警察署（電話 0823-75-0110）、 音戸警察署（電話 0823-51-0110）



(5) 思いやり駐車場利用証交付制度 身体 知的 精神

- ・・・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している歩行や車の乗降に支障のある人に、思いやり駐車場の利用証を交付します。
※対象外の級の人でも、医師の診断書等によって歩行に支障がある等が判断できれば、利用証を交付することができます。

障害の区分		障害の級別（身体障害者手帳）
視覚障害		1級～4級までの各級
平衡機能障害		3級，5級
上肢不自由		1級，2級
下肢不自由		1級～6級までの各級
体幹不自由		1級～3級までの各級，5級
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級，2級
	移動機能	1級～6級までの各級
心臓機能障害		1級，3級，4級
じん臓機能障害		1級，3級，4級
呼吸器機能障害		1級，3級，4級
ぼうこう又は直腸の機能障害		1級，3級，4級
小腸機能障害		1級，3級，4級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1級～4級までの各級
肝機能障害		1級～4級までの各級

○その他の手帳の基準

障害の区分	障害の程度
療育手帳	最重度 A ， 重度 A
精神障害者保健福祉手帳	1級

※その他、難病患者、要介護1以上の高齢者、妊産婦等も対象者となります。

必要書類	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳 ※代理人による受取りの場合は、本人の手帳の原本または写しと、代理人の身分を証明する書類（運転免許証，健康保険証等）が必要です。
申請窓口	呉市役所本庁2階 障害福祉課（電話 0823-25-3135），呉市役所本庁1階 介護保険課，すこやかセンター5階 地域保健課 及び音戸，倉橋，川尻，安浦，下蒲刈，蒲刈，豊浜，豊市民センター

(6)障害者通所施設利用者交通費助成事業 身体 知的 精神

- ・・・障害福祉サービス等を提供する通所施設を利用している場合に、通所に係る交通費の一部を助成金として支給します。

対象者	障害のある人若しくは難病患者等で、交通機関を利用し、または交通用具を使用して月5日以上同一施設に通所する人 (呉市いきいきパスの交付を受けている人及び通所距離が片道1.5キロメートル未満である人を除きます。ただし呉市いきいきパスで通所することが困難な場合は対象とします。)
助成金の額	交通機関利用往復運賃の2分の1(片道運賃)の額 ※限度額1万円 交通用具を使用する場合は、月額1,500円
問い合わせ先	呉市役所本庁2階 障害福祉課(電話 0823-25-3523)

10 税金

(1)所得税・住民税 身体 知的 精神

- ・・・障害のある人または障害のある人を扶養している人は障害者控除が受けられます。

(2)相続税 身体 知的 精神

- ・・・障害のある人が85歳未満で相続により財産を取得した場合、税額の控除があります。

(3)贈与税 身体 知的 精神

- ・・・障害のある人を受益者とする信託契約に基づき金銭等の財産を贈与された場合、非課税となる制度があります

項目 \ 対象者	【障害者控除】 ・身体障害者手帳3級～6級を所持する人 ー① ・療育手帳 B・Bを所持する人 ・精神障害者保健福祉手帳2級・3級を所持する人	【特別障害者控除】 ・身体障害者手帳1級・2級を所持する人 ・療育手帳 A・Aを所持する人 ・精神障害者保健福祉手帳1級を所持する人	窓 口
所得税	27万円	40万円	給与所得者 →勤務先 給与所得者以外 →呉税務署 (電話0823-23-2424)

住民税	26万円	30万円	呉市役所本庁3階 市民税課 (電話0823-25-3195) →所得税で申告している場合は、申告不要。
相続税	85歳に達するまで1年につき10万円が相続税額から控除	85歳に達するまで1年につき20万円が相続税額から控除	呉税務署 (電話0823-23-2424)
贈与税	①を除く。 3,000万円までは非課税	一定の信託受益権の価額のうち、6,000万円までは非課税	呉税務署 (電話0823-23-2424)

(4)事業税 **身体**

- ・・・重度の視覚に障害のある人（失明または両眼の矯正視力が0.06以下の者）が行う、あんま・はり等医業に類する事業を非課税とする制度があります。

申請窓口	西部県税事務所呉分室 呉市西中央1-3-25（電話 0823-22-5400）
------	---

(5)軽自動車税・自動車税・自動車取得税 **身体** **知的** **精神**

- ・・・常時、障害のある人のために使用する車の税金の減免が受けられます。（対象者は次の表のとおり）本人または生計を一にする人が所有（取得）し運転する車で、使用目的等一定の要件を満たすもの。（減免の対象となる車は、障害のある人1人につき1台に限ります。）

○軽自動車税・自動車税・自動車取得税の減免対象者（基準日4月1日）

対象者	本人が運転する場合		同一生計者または常時介護者が運転する場合	
	軽自動車税	自動車税及び自動車取得税	軽自動車税	自動車税及び自動車取得税
視覚障害	1級～4級	1級～4級	1級～4級	1級～4級
聴覚障害	2級～3級	2級～3級	2級～3級	2級～3級
平衡障害	3級	3級	3級	3級
音声障害	3級(喉頭摘出者)	3級(喉頭摘出者)	3級(喉頭摘出者)	3級(喉頭摘出者)
上肢障害	1級～2級	1級～2級	1級～2級	1級～2級
下肢障害	1級～6級	1級～6級	1級～3級	1級～3級
体幹障害	1級～3級, 5級	1級～3級, 5級	1級～3級	1級～3級
移動障害	1級～6級	1級～6級	1級～3級	1級～3級
内部障害	1級～3級	1級～3級	1級～3級	1級～3級
知的障害	㊦・A	—	㊦・A	㊦・A
精神障害	1級	1級	1級	1級

申請窓口	呉市役所本庁3階 市民税課 (電話 0823-25-3198)	軽自動車税
	西部県税事務所呉分室 県税納付 (電話 0823-22-5400)	自動車税
	広島地域事務所 広島陸運支局 (電話 082-232-7694)	自動車取得税

(6)新マル優制度(預貯金等利子非課税) **身体** **知的** **精神**

- ・・・身体障害者手帳，療育手帳，精神障害者保健福祉手帳を所持する人は，預貯金等利子非課税の申請ができます。(郵便貯金，銀行等の預貯金，公債等限度額各 350 万円)

申請窓口	取扱金融機関等の各窓口
------	-------------

11 障害福祉サービスについて

(1)障害者総合支援法のサービス体系

- ・・・障害の種別（身体障害，知的障害，精神障害，難病等）にかかわらず，共通の仕組みでサービスが利用できます。
障害者総合支援法による支援は，自立支援給付と地域生活支援事業で構成されています。

サービスの体系	
＜自立支援給付＞	
介護給付【P43】	・居宅介護（ホームヘルプ） ・行動援護 ・重度障害者等包括支援 ・生活介護 ・施設入所支援 ・重度訪問介護 ・同行援護 ・短期入所(ショートステイ) ・療養介護
訓練等給付【P43】	・共同生活援助（グループホーム） ・宿泊型自立訓練 ・就労継続支援（A・B型） ・自立生活援助 ・自立訓練（機能訓練・生活訓練） ・就労移行支援 ・就労定着支援
自立支援医療	・更生医療 ・育成医療 ・精神通院医療【P15・P16】
補装具【P22・P23】	
＜地域生活支援事業＞（呉市の制度）	
・相談支援【P2】 ・意思疎通支援 ・日常生活用具の給付【P22・P23】 ・移動支援【P44】	・地域活動支援センター【P45】 ・訪問入浴サービス【P46】 ・日中一時支援【P45】 ・社会参加支援事業

(2)介護給付、訓練等給付及び地域相談支援給付

サービスの名称			サービスの内容
介 護 給 付	ホ 居 宅 介 護 ル プ	身体介護	居宅において入浴、排泄及び食事等の介護、その他身体介助並びに生活等に関する相談・助言、その他の援助を行います。
		家事援助	自宅で家事（調理、買物、洗濯、掃除等）や相談等の援助を行います。
		通院等介助	通院時や公的手続きのために官公庁を訪れる場合に移動等の介助並びに生活等に関する援助を行います。
		通院等乗降介助	通院等においてヘルパー自ら運転する車両への乗降時の介助及び移動や通院先での受診等の手続き等の介助を行います。
	重度訪問介護		重度の肢体不自由であって、常時介護を必要とする身体障害のある人へ、長時間にわたる居宅及び外出時における移動中の介護を総合的に行います。
	行動援護		知的または精神の障害により、自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護等を行います。
	同行援護		視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等に対し、外出時にその障害がある人等に同行し、移動の援助や外出する際に必要な援助を行います。
	重度障害者等包括支援		介護の必要性がとて高い人に、ケアマネジメント、24時間対応などのサービスを提供できる体制の事業者が、居宅介護など複数の障害福祉サービスを包括的に提供します。
	短期入所（ショートステイ）		介護をする人が疾病その他の理由で介護ができない場合に、施設に短期間入所し、入浴や排泄、食事の介護等を行います。
	生活介護		常に介護が必要な人に、主として昼間に、施設で入浴や排泄、食事の介護や、創作的活動及び生産活動の機会を提供します。
訓 練 等 給 付	療養介護		医療と常時の介護が必要な人に、主として昼間に、医療機関での機能訓練や療養上の管理、看護、介護等を行います。
	施設入所支援		施設に入所する人に、主として夜間において、入浴や排泄、食事の介護等を行います。
	共同生活援助（グループホーム）		障害のある人が共同で生活する住居に入居し、主に夜間において、相談や食事の提供、入浴や排泄の介護、その他日常生活上の援助を行います。
	自立訓練（機能訓練）		身体に障害のある人が自立した日常生活ができるよう、一定期間、身体機能や生活能力の維持・向上に必要な機能訓練を行います。
	自立訓練（生活訓練）		知的や精神に障害のある人で施設や居宅において、一定期間、地域での自立した生活を送るために必要な訓練を行います。

訓練等給付	宿泊型自立訓練	知的や精神に障害のある人に対して、一定期間居住の場を提供し地域生活を実現するために練習する施設です。
	就労移行支援	一般就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識や能力向上の訓練、求職活動の支援等を行います。
	就労継続支援Ａ型	利用者と事業所が雇用関係を結び、就労の機会を提供し、生産活動その他の活動の機会を通じて、知識や能力の向上のための訓練等を行います。
	就労継続支援Ｂ型	一般就労が困難な人に、生産活動その他の活動の機会の提供や、その他の就労に必要な知識や能力の向上のための訓練等を行います。
	就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労した人の就労の継続を図るため、就労に伴う日常生活での各種問題に対し相談や助言等の必要な支援を行います。
	自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等を利用していた人で、単身での生活を希望する人等に対して、定期的な巡回訪問や相談対応等により日常生活を営むために必要な支援を行います。
地域相談支援給付 （地域移行支援） （地域定着支援）		障害者支援施設等に入所している人や精神科病院に入院している人が、地域生活へ移行するための支援、居宅において一人暮らしをしている人等の夜間や緊急時等における支援を行います。

※訓練等給付（共同生活援助を除く）及び地域相談支援給付の受給には障害支援区分の認定は必要ありません。

（３）地域生活支援事業

① 移動支援

- ・・・屋外での移動が困難な障害のある人の外出を支援するもので、移動支援の利用に係る費用の一部を支給することにより地域における自立生活及び、社会参加を促進します。

<対象者>

呉市内に居住する障害のある人で、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動などの社会参加のための外出に、移動の支援が必要であると認められた人。ただし、障害福祉サービスの利用により、外出時における移動中の介護（同行援護、重度訪問介護、重度障害者等包括支援、行動援護）を受けることができる人及び未就学児童は除きます。

<対象となる外出>

社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出。
ただし次の①～③に掲げるものを除きます。

- ① 通勤・通学
- ② 営業活動等の経済活動に係る外出
- ③ 通年かつ長期にわたる外出

（具体例）

1. 買い物 2. 公的行事への参加 3. 金融機関への外出 4. 冠婚葬祭
5. 散歩 6. 外食 7. 旅行
8. 屋内レジャー（映画鑑賞、カラオケ、ボーリング等） 9. プール
10. 屋外レジャー（スポーツ、遊園地、キャンプ等）
11. 趣味や当事者団体等サークル活動参加

＜給付内容＞

- （１）１人１ヶ月当たり 50 時間を上限とします。
- （２）サービス利用計画上、他の公費の支出を伴うサービス提供を受けることとなっている時間帯には利用ができません。

＜利用者負担＞

- （１）報酬基準額を基に算定された事業費の１割を負担していただきます（利用者負担上限月額範囲内で負担）。なお、市民税が非課税となっている世帯や生活保護世帯に属している人の負担はありません。
- （２）移動に伴う交通費、チケット代、入場料等は、利用者が負担していただくこととなります。
ただし、事業者分の食事代については、原則事業者が負担していただくことになっています。

② 日中一時支援

- ・・・障害のある人の日中における活動の場を提供するサービスの利用に係る費用の一部を支給することにより障害のある人の家族の就労を支援するとともに、障害のある人の家族に対して一時的な休息を確保することを目的として設けられています。

＜対象者＞

呉市内に居住する障害のある人で、身体障害者手帳または療育手帳を所持している人若しくは難病患者等の人。

＜給付内容＞

- ・一時利用型：35 時間／月
- ・継続型：利用計画に基づき必要と認めたもの

＜利用者負担＞

120 円／時間（送迎及び入浴を利用した場合には、１回 100 円）。ただし、利用者負担上限月額範囲内で負担していただきます。なお、市民税が非課税となっている世帯や生活保護世帯に属している人の負担はありません。

③ 地域活動支援センター

- ・・・障害のある人に対して、創作的活動や生産活動の提供または社会との交流促進を行うことにより、障害のある人たちの地域生活支援の促進を図ります。

＜対象者＞

呉市内に居住する障害のある人等で、身体障害者手帳、療育手帳を所持している人または精神の障害がある人若しくは難病患者等の人。

＜利用者負担＞

1 日の利用額 2,000 円のうち、1 割（200 円）を負担していただきます。
なお、市民税が非課税となっている世帯や生活保護世帯に属している人の負担はありません。

④ 訪問入浴サービス

- ・・・身体に重度の障害のある人（成人と同等の体格の児童を含む）の居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介助を行うサービスを利用する身体に障害のある人等に対して、この訪問入浴サービスに係る費用の一部を支給することにより、その身体に障害のある人等の身体の清潔を保持し、心身機能の維持等を図ることを目的とする事業です。なお、利用は原則週 2 回までです。

＜対象者＞

呉市内に居住する歩行が困難な身体に重度の障害のある人または市長が特に必要と認める人で、次に掲げる項目にいずれも該当される人。

- ①事業の利用を図らなければ入浴が困難な状態にある人
- ②入浴が可能と認められる健康状態にある人
- ③介護保険法の規定に基づく訪問入浴介護を受けることができない人

＜利用者負担＞

1 回にかかる利用者負担は 1,260 円で、利用者負担額の上限月額範囲内で負担していただきます。なお、市民税が非課税となっている世帯や生活保護世帯に属している人の負担はありません。

(4) 障害児の福祉サービス

- ・・・障害児については、児童福祉法に基づく「障害児通所支援」及び障害者総合支援法に基づく「自立支援給付」のサービスがあります。

1. 障害児通所支援（児童福祉法）

サービスの名称	サービスの内容
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。
医療型児童発達支援	肢体不自由児につき、医療型児童発達支援センターや医療機関等に通い児童発達支援のサービスや治療を行います。
放課後等デイサービス	就学児童に対し、授業終了後や休業日に、生活能力向上のための訓練や社会交流等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。
保育所等訪問支援	保育所等において、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

2. 自立支援給付（障害者総合支援法）

障害種別（身体障害、知的障害、精神障害）にかかわらず、障害児の自立支援を目的に全国共通に提供するサービスです。自立支援給付には、居宅介護、短期入所などの介護給付、心身の障害の状態の軽減を図ることなどを目的とする医療費の給付（自立支援医療）、補装具の購入や修理に要した費用の支給等があります。

サービスの名称	サービスの内容
居宅介護	自宅において、入浴、排せつ、食事などの介護を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅において、入浴、排せつ、食事などの介護のほか、外出時における移動支援などを総合的にを行います。
行動援護	知的障害や精神障害により行動が困難で介護が必要な人に、行動するとき必要な介助や外出時の移動支援などをします。
同行援護	重度の視覚障害により移動が困難な人に、外出時に同行して移動の支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、複数のサービスを包括的にを行います。
短期入所 （ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含めて施設で入浴、排せつ、食事などの介護を行います。

3. その他

児童福祉法に基づく障害児入所支援は、広島県が実施主体となっています。

（5）サービス利用までの流れ

■介護給付（18歳以上）を希望する場合

①相談

障害福祉課をはじめとする障害者等の相談窓口で、障害のある人がどのような支援やサービスを利用できるかについての相談をお受けします。

②申請

利用を希望されるサービスを障害福祉課に申し込みます。

③状況調査

認定調査員が、心身の状況に関する80項目のアセスメントによる障害支援区分認定調査及び概況調査（社会活動や介護者、居住等の状況、サービスの利用意向など）を行います。
※18歳未満の場合は、80項目のアセスメント調査はありません。

④サービス利用等計画案の依頼

サービス等利用計画案の作成を、指定特定相談支援事業所（計画相談支援）に依頼します。

⑤審査・認定

認定調査（80項目）の結果と医師意見書（24項目）による一次判定（コンピュータ判定）の後、障害福祉をよく知る委員で構成された審査会で、医師意見書（一次判定で評価した項目を除く）等の内容を踏まえ障害支援区分（区分1～6）について二次判定が行われ、その結果に基づき、障害支援区分の認定を行います。

※18歳未満の場合は、障害支援区分の認定はありません。

⑥支給決定・通知

認定された障害支援区分、提出された利用計画案のほか、介護者の状況等を勘案し、使えるサービスの量（支給量）が決まり、支給決定通知書及びサービス受給者証を交付します（サービスを利用するための必要な情報を書いています）。

⑦契約・サービス利用

希望されるサービス提供事業所にサービス受給者証を提示し、利用相談を行い、利用契約をした後、サービスを利用していただきます。サービスを利用された、事業所に利用者負担額（市が決定した利用者負担上限額の範囲内）を支払っていただきます。

■訓練等給付を希望する場合

① 相談

障害福祉課をはじめとする障害者等の相談窓口で、障害のある人がどのような支援やサービスを利用できるかについての相談をお受けします。

② 申請

利用を希望されるサービスを障害福祉課に申し込みます。

③ 状況調査

認定調査員が、心身の状況に関する80項目のアセスメントによる障害支援区分認定調査及び概況調査（社会活動や介護者、居住等の状況、サービスの利用意向など）を行います。

④ サービス利用等計画案の依頼

サービス等利用計画案の作成を、指定特定相談支援事業所（計画相談支援）に依頼します。

⑤支給決定・通知

提出された利用計画案のほか、利用意向や介護者の状況等を勘案し、使えるサービスの量（支給量）が決まり、支給決定通知書及びサービス受給者証を交付します（サービスを利用するための必要な情報を書いています）。

⑥契約・サービス利用

希望されるサービス提供事業所にサービス受給者証を提示し、利用相談を行い、利用契約をした後、サービスを利用していただきます。サービスを利用された後、事業所に利用者負担額（市が決定した利用者負担上限額の範囲内）を支払っていただきます。

■地域相談支援給付を希望する場合

①相談

障害福祉課をはじめとする障害者等の相談窓口で、障害のある人がどのような支援やサービスを利用できるかについての相談をお受けします。

■障害児通所支援を希望する場合

①相談

障害福祉課をはじめとする障害者等の相談窓口で、障害のある児童がどのような支援やサービスを利用できるかについての相談をお受けします。

②申請

利用を希望されるサービスを障害福祉課に申し込みます。

③状況調査

認定調査員が、概況調査（家庭や学校等における状況や介護者、居住等の状況、サービスの利用意向など）を行います。

④障害児支援利用計画案の依頼

障害児支援利用計画案の作成を、指定障害児相談支援事業所（障害児相談支援）に依頼します。

⑤支給決定・通知

提出された利用計画案、介護者の状況等を勘案し、使えるサービスの量（支給量）が決まり支給決定通知書及びサービス受給者証を交付します（サービスを利用するための必要な情報を書いています）。

⑥契約・サービス利用

希望されるサービス提供事業所にサービス受給者証を提示し、利用相談を行い、利用契約をした後、サービスを利用していただきます。サービスを利用された後、事業所に利用者負担額（市が決定した利用者負担上限額の範囲内）を支払っていただきます。

12 呉地域障害生活支援センターの紹介

→呉市にお住まいの障害のある人とその家族の身近な相談窓口として、呉地域障害者生活支援センター（呉市社会福祉協議会）をご存知ですか？
身体・知的・精神に障害のある人やその家族等に対して、抱えている問題や生活していく上での悩み等、さまざまなご相談をお受けします。



◆こんなことで困っていませんか？

- ・自分が使えるサービスは何があるのか分からない・・・
- ・安心してお風呂に入りたい・・・
- ・仕事をしてみたい・・・
- ・自分に合った車椅子を選びたい・・・
- ・友達をたくさんつくりたい・・・
- ・障害とうまく付き合うにはどうしたらいいんだろう？
- ・家の中の段差をなくしたい・・・
- ・一人で外出するのが不安だ・・・
- ・パソコンを使って楽しみたい・・・
- ・いろんな人と関わりたい・・・

◆お話を伺いながら、一緒に考えます！

■福祉サービスの利用援助

ホームヘルプサービス、日中活動、短期入所等の情報を提供し、サービスの利用や手続きの代行、利用する人にあったサービスの使い方等を共に考えます。

■社会資源を活用するための支援

さまざまな社会資源（公的サービスや有償サービス、福祉機器や情報機器の利用、住宅改修等）を活用し、障害のある人やその家族が望む生活に近づけるようお手伝いをします。

■社会生活力を高めるための支援

障害のある人が主体性をもって、積極的に社会参加していく「力」を高めるための講座を開催します。

■ピアカウンセリング

地域で暮らす障害のある人が、あなたの悩みについて共に考え、相談に応じます。

■専門機関の紹介

必要に応じ、医療機関等の専門機関と連携し支援します。

■権利擁護のために必要な支援

◆まずは、ご連絡ください。

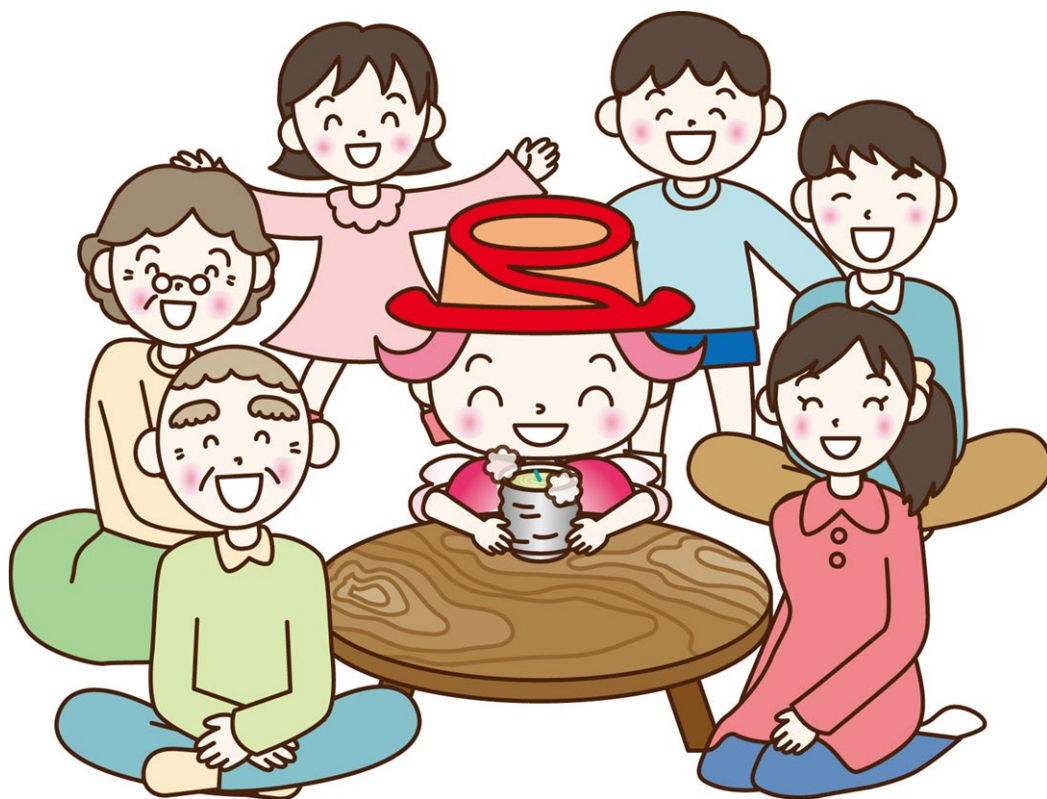
〈相談窓口〉呉市中央 5-12-21（呉市福祉会館内）

電話：0823-25-3710 / FAX：0823-25-7453 / E-mail：kts@kureshakyo.jp

※電話・FAX・訪問・来所・電子メールいずれかの方法で、ご相談をお受けします。

利用料は無料、プライバシーは厳守します。

〈受付時間〉8時30分～17時15分



呉市社会福祉協議会では、呉市の委託を受けて、障害のある人やその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供・援助を行い、障害のある人等が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう支援しております。

～障害のある人への支援のてびき～ 2023改訂版

発行年月

令和5年7月

発行

社会福祉法人 呉市社会福祉協議会

〒737-8517 呉市中央5丁目12番21号
(呉市福祉会館内)

TEL : 0823-25-3710 / FAX : 0823-25-7453

E-mail : kts@kureshakyo.jp